

平成 31 年 3 月 15 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会
会長 三村 優美子



神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画の改定について（答申）

平成 31 年 1 月 23 日付けで諮問がありました、標記計画の改定について、別添のとおり答申します。



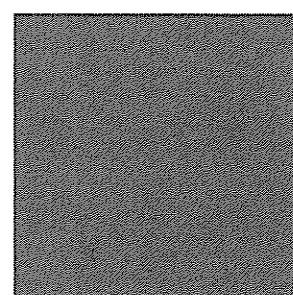
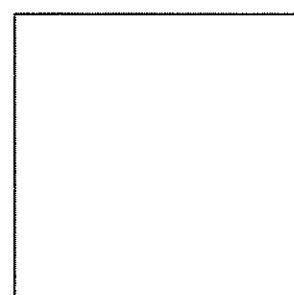
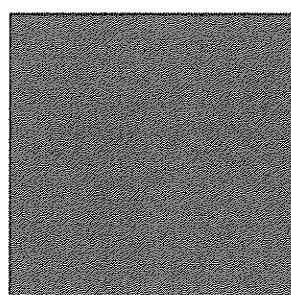
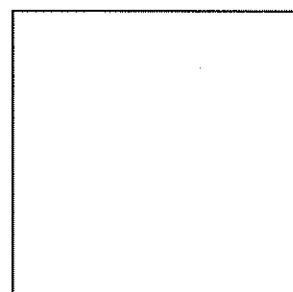
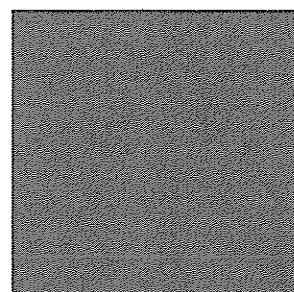
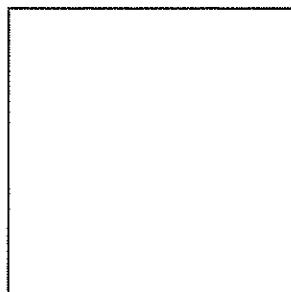


神奈川県
産業労働局

答申



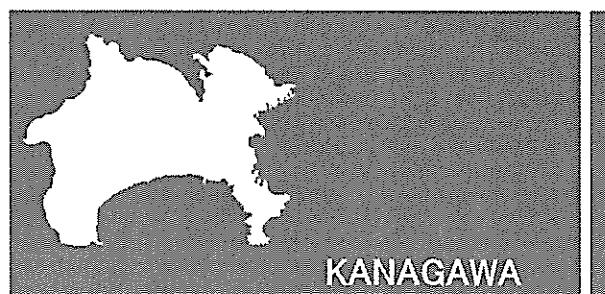
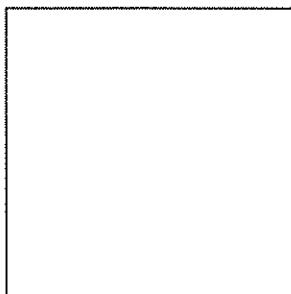
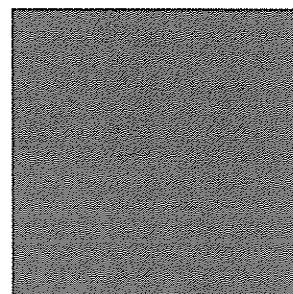
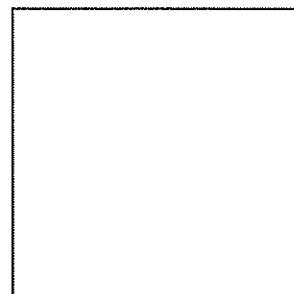
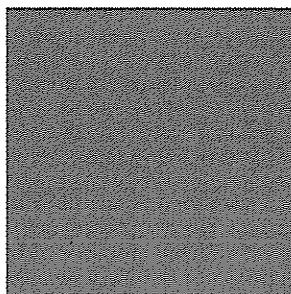
私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。
SDGs 未来都市 神奈川県



神奈川県中小企業・小規模企業 活性化推進計画

<第4期>

一中小企業・小規模企業の元気で実現しよう！ 活気あふれるかながわ一



2019(平成 31)年4月～2026年3月

目 次

I 計画改定の基本的考え方	1
1 計画改定の趣旨（2019年3月改定時）	1
2 中小企業・小規模企業の定義	2
3 計画策定・改定の経緯	2
4 計画の性格	3
5 計画の期間	3
6 計画の見直しについて	3
7 計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係について	3
8 本県の中小企業・小規模企業の現状	4
9 今後の取組の視点について	7
II 目標の設定について	8
1 イメージ図	8
2 基本理念（目指す姿）について	9
3 数値目標について	9
4 重点的な取組（大柱）及び取組の基本方向（中柱）について	10
III 目標を実現するための取組	11
1 施策体系表	11
2 重点的な取組（大柱）と取組の基本方向（中柱）	13
大柱1 神奈川の未来を支える産業の振興	13
大柱2 地域ぐるみで総力を挙げた中小企業・小規模企業の支援	22
大柱3 生産性の向上を図る攻めの経営の促進	30
大柱4 円滑な事業承継の促進	37
大柱5 地域の資源を生かし、経済を支える事業活動の促進	41
大柱6 働き方改革の促進と人材の育成	49
IV 計画の推進体制・進行管理	55
1 計画の推進体制	55
2 計画の進行管理	56
V 参考資料	58
1 統計資料	58
2 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例	64

| 計画改定の基本的考え方

1 計画改定の趣旨（2019年3月改定時）

本県では、県の産業振興の方向性を示す「かながわ産業活性化指針」を2004(平成16)年3月に策定しました。指針では「活力と魅力あるかながわの産業の実現」を目標に据え、研究開発機能の集積や大企業と中小企業との技術連携の促進などの諸施策に取り組み、今日、県内では高付加価値型の産業の集積が進んでいます。

こうした産業を支え、経済発展の屋台骨となっているのが、県内の事業所数の約99%を占める中小企業です。中小企業は、ものづくりや商品・サービスの提供などを通じ、地域の活性化や雇用の確保に大きく貢献するなど、県民生活の向上と地域経済の発展に重要な役割を果たしています。

しかし、中小企業は、大企業に比べて「人」「モノ」「資金」「情報」などの経営資源が十分でなく、昨今の厳しい経営環境への対応に苦慮している状況にあります。

そこで、本県では、中小企業の活性化を県政の重要な課題に位置づけ、2009(平成21)年4月、中小企業の振興に関する基本的な考え方などを明らかにした「神奈川県中小企業活性化推進条例」を施行しました。

この「神奈川県中小企業活性化推進条例」では、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「中小企業活性化推進計画」を策定するとしており、中小企業の振興を具体的に進める「実践的プログラム」として、2009(平成21)年6月に策定し(第1期)、2012(平成24)年4月に改定を行いました(第2期)。

その後、中小企業の約9割を占める小規模企業に大きな影響を与える少子・高齢化の進展や海外との競争の激化などの社会経済情勢の変化を踏まえ、小規模企業の持続的発展をさらに推し進めるため、「神奈川県中小企業活性化推進条例」を「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例」(以下「条例」という。)に改正し、2015(平成27)年10月に施行しました。これに合わせて、「中小企業活性化推進計画」も「中小企業・小規模企業活性化推進計画」(以下「計画」という。)とし、2016(平成28)年1月に改定を行いました(第3期)。

中小企業・小規模企業は、事業承継や人手不足、働き方改革といった社会情勢を反映した新たな経営課題が顕在化しており、こうした経営課題に対し、経営状況が下降する前に企業自らが必要な対策を講じられるよう、よりきめ細やかな施策を開拓していく必要があります。

そこで、これまでの取組の総括や経済社会情勢の変化、国の動向等を踏まえながら、引き続き施策の総合的かつ計画的な推進を図っていくため、今回、計画の第4期の改定を行うものです。

2019(平成31)年3月

2 中小企業・小規模企業の定義

本計画における中小企業とは、条例第2条第1項に定める「中小企業者」を言い、小規模企業とは、同条第2項に定める「小規模企業者」を言います。

これらは、中小企業基本法第2条第1項に定める「中小企業者」及び第5項に定める「小規模企業者」と同じです。

業種	中小企業（下記のいずれかを満たす）		小規模企業
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種 (②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

3 計画策定・改定の経緯

これまでの計画策定・改定の内容は次のとおりです。

計画の期間	策定・改定のポイント
第1期 2009（平成21）年6月から 2012（平成24）年3月まで	<ul style="list-style-type: none">「かながわ産業活性化指針」の考え方や取組を継続。4つの「取組の考え方」と8つの「重点的な取組（大柱）」に体系化。「大柱」を具体化する「取組の基本方向（中柱）」と、具体的な「構成事業（小柱）」を設定。
第2期 2012（平成24）年4月から 2015（平成27）年3月まで	<ul style="list-style-type: none">取組の方向性として、「競争力の高い産業の創出・育成」と、「中小企業への総合的支援」を設定。施策体系の「取組の考え方」を3つに整理。
第3期 2016（平成28）年1月から 2019（平成31）年3月まで	<ul style="list-style-type: none">基本理念（目指す姿）及び2つの数値目標（2025年度までに「開業率」を10%、2020年度までに「黒字企業の割合」を50%）を設定。重点的に取り組む施策を6つの大柱とし、取組の基本方向（中柱）を再編。

4 計画の性格

- (1) 条例に基づく中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な計画とします。
- (2) 県の総合計画を補完し、特定課題に対応する個別計画として策定します。
- (3) 中小企業支援法第4条に基づく「中小企業支援事業の実施に関する計画」とします。

【中小企業支援法】

第4条 都道府県知事は、前条第4項の規定による通知を受けたときは、同条第1項の計画に基づき、当該都道府県が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、経済産業大臣に届け出るものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の計画を定めるに当たっては、地域における中小企業に関する団体その他の民間事業者との協力及び役割分担の下に、当該都道府県の区域内における中小企業者の数、中小企業の経営方法又は技術の状況その他中小企業の発展の状況に応じて、適切に中小企業支援事業が行われるように配慮しなければならない。

5 計画の期間

第3期計画において数値目標として掲げた「開業率」は、2025年度を最終的な目標としていることから、今計画の期間もこれと合わせ、2019（平成31）年4月から2026年3月までの7年間とします。

6 計画の見直しについて

計画期間中における中小企業・小規模企業を取り巻く社会情勢の変化や、新たな経営課題等も踏まえ、2022年度を目途に見直しを行うこととします。

また、計画策定後の組織名称の変更や、総合計画に掲げる目標の見直しに伴う取組目標・施策目標・業績評価指標（KPI）の修正、実績値の確定など、事実に基づく一部見直しについては、隨時行うこととします。

7 計画と持続可能な開発目標（SDGs）との関係について

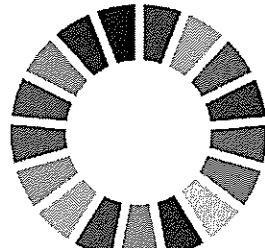
持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001（平成13）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されています。

SDGsの理念は県の目標として掲げている「いのち輝く神奈川」と軌を一にするものです。本計画では、中小企業・小規模企業の持続的発展を促すための施策を盛り込んでおり、こうした施策を着実に推進していくことが、SDGsの推進にもつながっていくと考えています。

SDGs が目指す 17 のゴール



SDGs 未来都市 神奈川県 ロゴマーク



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

8 本県の中小企業・小規模企業の現状

(1) 企業数の推移

本県の企業数は、1999（平成 11）年の約 23 万 3 千社から、2016（平成 28）年は約 18 万 8 千社となり、この 17 年間で約 4 万 5 千社減少（▲19.2%）しました。また、減少した企業のうち約 4 万社は小規模企業で、中規模企業と比べて減少幅が大きくなっています。

県内企業数(民営、非一次産業)

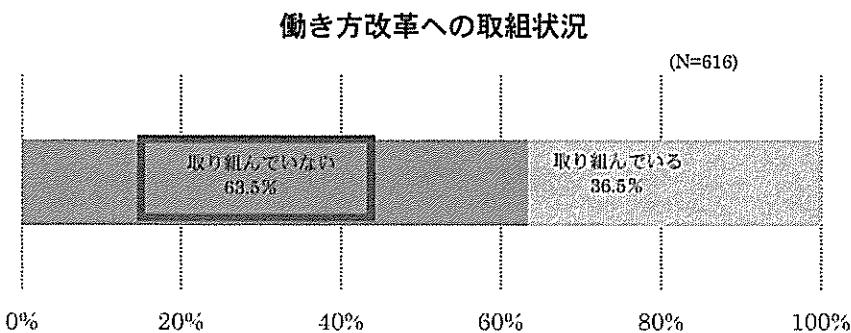
区分	1999 年 (H11 年)	2001 年 (H13 年)	2004 年 (H16 年)	2006 年 (H18 年)	2009 年 (H21 年)	2012 年 (H24 年)	2014 年 (H26 年)	2016 年 (H28 年)
大企業	744	646	577	605	600	544	572	587
中小企業	231,969	222,205	206,373	197,499	216,503	200,146	199,958	187,428
うち中規模企業	32,733	30,765	28,916	27,316	28,829	27,429	30,467	28,632
うち小規模企業	199,236	191,440	177,457	170,183	187,674	172,717	169,491	158,796
合計	232,713	222,851	206,950	198,104	217,103	200,690	200,530	188,015

出典:「中小企業白書」及び中小企業庁ホームページより

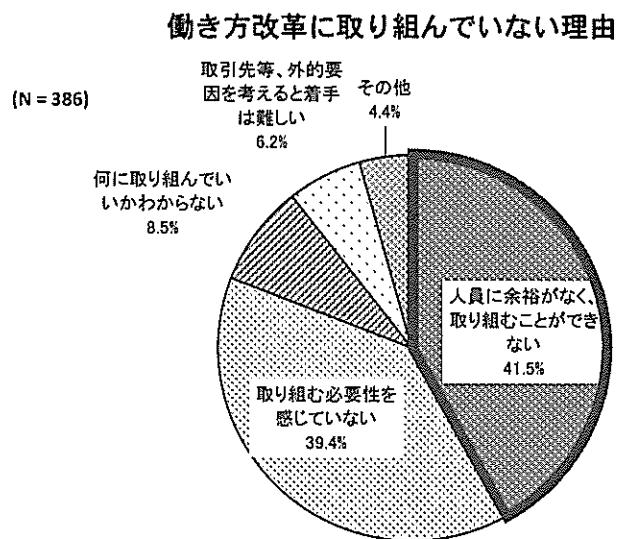
(2) 経営課題等の状況（2017（平成 29）年度神奈川県中小企業・小規模企業 経営課題等把握事業より）

ア 働き方改革について

働き方改革への取組状況については、「取り組んでいない」が 63.5% と過半数を占めています。

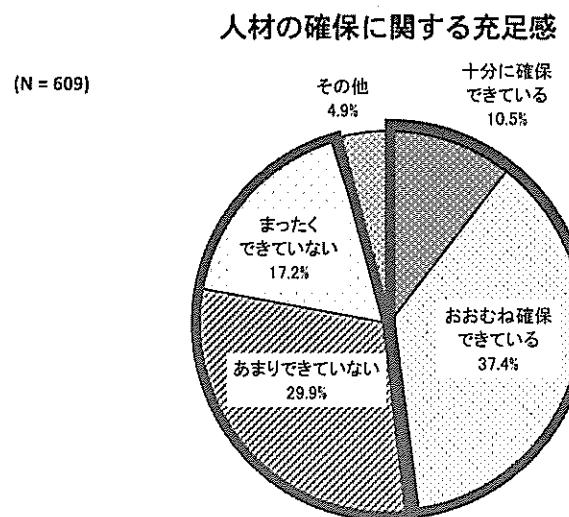


取り組んでいない企業にその理由を尋ねたところ、「人員に余裕がなく、取り組むことができない」が41.5%と最も高くなっています。



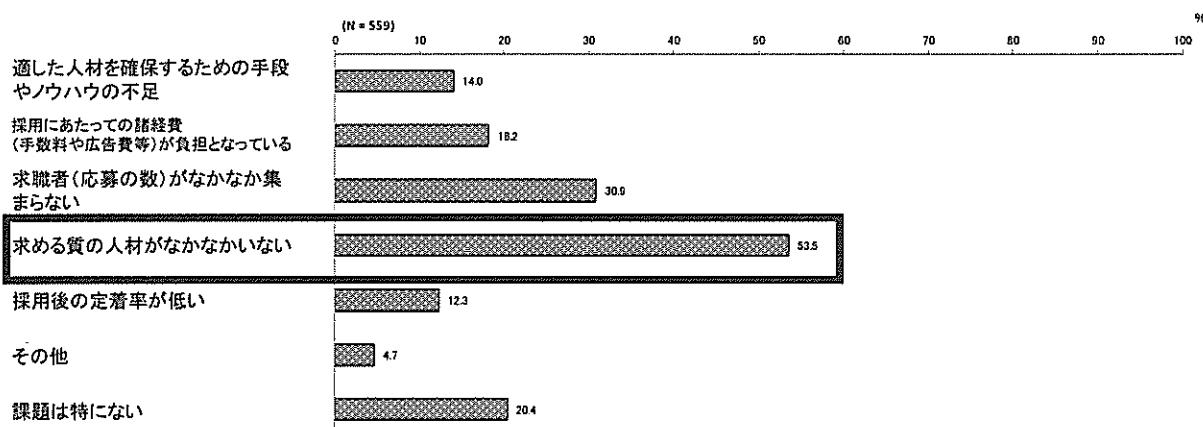
イ 人材の確保について

人材の確保に関する充足感について、「十分に確保できている」が10.5%、「おおむね確保できている」が37.4%と合わせて47.9%である一方で、「あまりできていない」が29.9%、「まったくできていない」が17.2%で、合わせて47.1%となっており、ほぼ同じ割合です。



人材の雇用・採用にあたっての課題については、「求める質の人材がなかなかいない」が53.5%で、最も高くなっています。

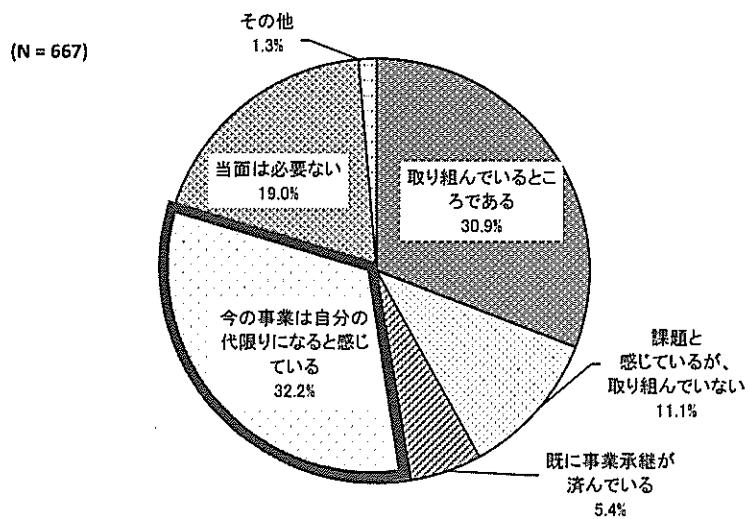
人材の雇用・採用にあたっての課題（複数回答）



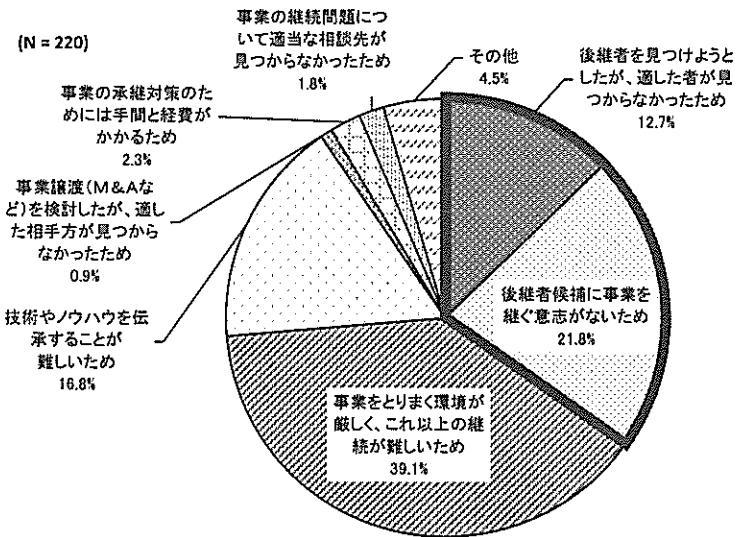
ウ 事業承継について

事業承継について、「今の事業は自分の代限りになると感じている」と回答した企業は32.2%と3割を超えており、そのうちの3分の1以上が、後継者がいないことを理由としています。

事業承継の状況



今の事業は自分の代限りになると感じている理由



9 今後の取組の視点について

事業承継や人手不足、働き方改革といった社会情勢を反映した新たな経営課題が顕在化しており、こうした経営課題に対し、経営状況が下降する前に企業自らが必要な対策を講じられるよう、次のようなよりきめ細かな施策を展開していく必要があります。

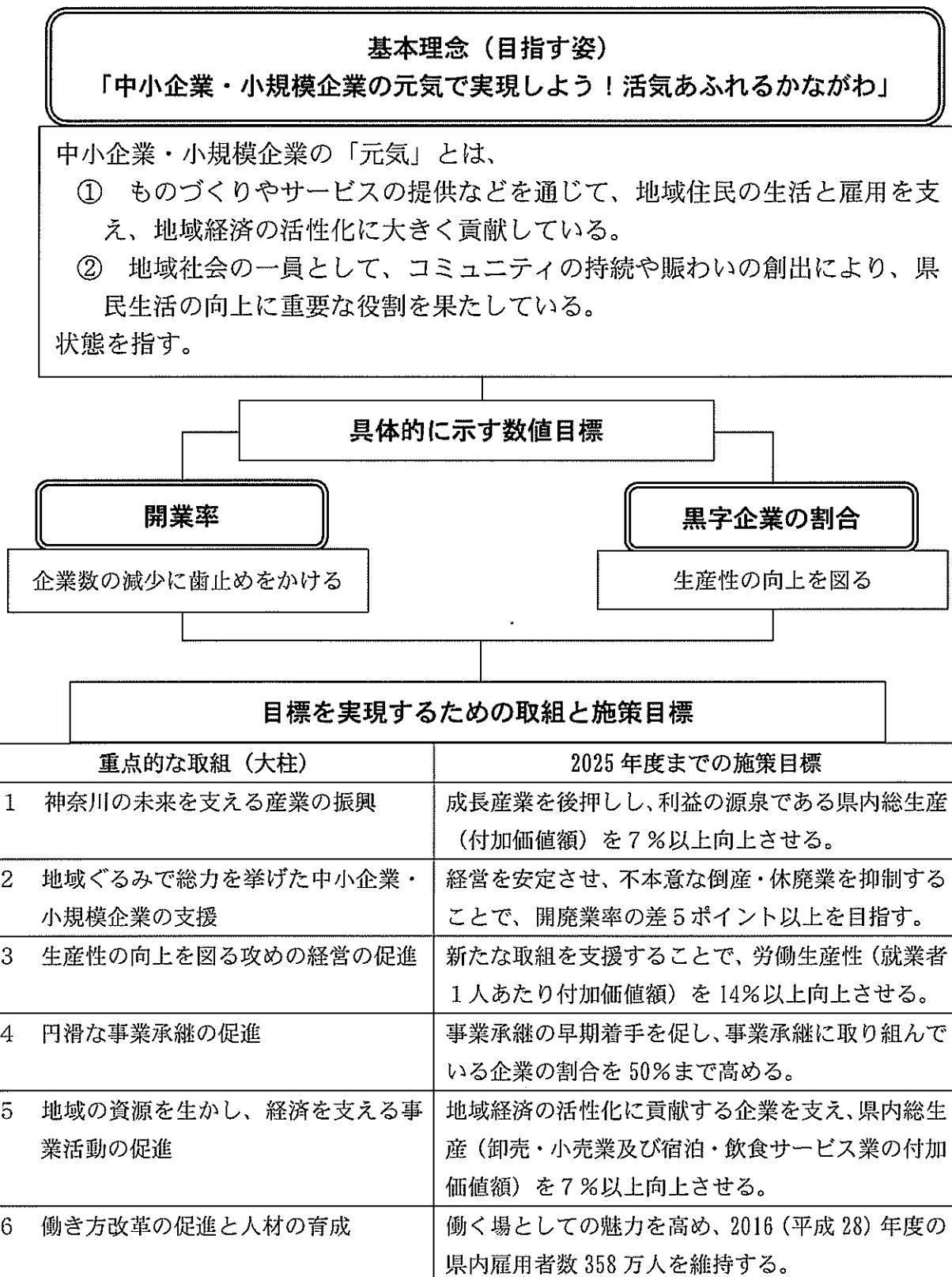
- (1) 持続可能な開発目標(SDGs)を見据えた持続的な経済成長
- (2) 企業経営の未病改善による早期対策の促進
- (3) ラグビーワールドカップ2019TMや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会といったビッグイベントを契機とした地域振興(伝統的工芸品含む)
- (4) AI^{*1}やIoT^{*2}を活用した、いわゆる第四次産業革命への対応
- (5) 生産性向上特別措置法や事業承継税制の拡充、神奈川県事業承継ネットワークなど、国の動向を注視した取組の推進
- (6) 働き方改革の促進や人手不足への対応など、中小企業・小規模企業を取り巻く環境の変化に対応した取組の推進

*1 AI：人工知能。「Artificial Intelligence」の略。

*2 IoT：身の回りのあらゆるもののがネットワークにつながる仕組。「Internet of Things」の略。

II 目標の設定について

1 イメージ図



2 基本理念（目指す姿）について

中小企業・小規模企業は、ものづくりやサービスの提供などを通じて、地域住民の生活と雇用を支え、地域経済の活性化に大きく貢献しています。

また、地域社会の一員として、コミュニティの持続や賑わいの創出などにより、県民生活の向上にも重要な役割を果たしています。

しかし、少子・高齢化の進展や、海外との競争の激化、後継者不足などから、廃業を余儀なくされるケースが増え、中小企業・小規模企業は減少しています。

こうした状況に歯止めをかけ、中小企業・小規模企業が地域とともにいつまでも元気に活動していくことが不可欠と考え、本計画では、引き続き、「中小企業・小規模企業の元気で実現しよう！ 活気あふれるかながわ」を基本理念（目指す姿）として掲げました。

3 数値目標について

基本理念（目指す姿）を具体的に示す数値目標として、引き続き「開業率」と「黒字企業の割合」を設定します。

項目	年度 (H27)	2015	2016	2017	2018	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
		(H28)	(H29)	(H30)	目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
開業率 (%)	目標				7.0							10.0
	実績	6.3	7.0	7.1								
黒字企 業の割 合(%)	目標				34.0		50.0					
	実績	30.9	32.7									

(1) 開業率について

中小企業・小規模企業の減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化していくためには、廃業を抑制するだけでなく、開業する企業を増やすことによって、中小企業・小規模企業の数を維持していくことが重要です。

国は、「日本再興戦略 2015 改訂版」において、「今後 10 年間で開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率 10% を目指す」という目標を掲げています。

本県でも、事業承継の支援などにより廃業を抑制しながら、開業率を 2025 年度までに 10% とすることを引き続き目指します。

(2) 黒字企業の割合について

地域経済が活性化していくためには、中小企業・小規模企業が健全な財務体質を維持し、生産性を向上させながら、持続的に発展していくことが重要です。

国は、「日本再興戦略 2015 改訂版」において、「2020 年までに黒字企業数を 70 万社から 140 万社へと倍増させる」という目標を掲げています。

本県では、2013 年度の黒字企業の割合（27.4%）をほぼ倍増させ、2020 年度までに 50% とすることを引き続き目指します。

なお、2020 年度の実績が確定する 2022 年度を目途に、計画見直しの一環として、実績を踏まえて改めて 2025 年度の目標を設定します。

4 重点的な取組（大柱）及び取組の基本方向（中柱）について

数値目標の達成に向けて、これまでの取組を着実に推進するため、引き続き、前期計画の柱立を踏襲しながらも、「I 計画改定の基本的考え方」の「9 今後の取組の視点について」を踏まえ、新たな経営課題に対する施策を盛り込み、必要な見直しを行います。

また、それぞれの大柱に 2025 年度までの施策目標を設定するとともに、取組の基本方向（中柱）に業績評価指標（KPI）を設定することにより、県の施策の効果と、数値目標との関連性がより明確になるよう整理します。

【コラム】「創業」「開業」「起業」「設立」の違いについて

「創業」「開業」「起業」「設立」という言葉の使い分けには、明確な定義があるわけではありませんが、本計画では、次のとおり整理しています。

- (1) 創業
新たな企業を立ち上げること（自然増）。
- (2) 開業
創業（自然増）のほか、既存企業の県外からの転入（社会増）も含めて、県内で新たに事業を開始すること。
- (3) 起業
新たに事業を立ち上げること。
- (4) 設立
法人として正式に登記すること。個人事業主には使用しない。

III 目標を実現するための取組

1 施策体系表

数値目標	重点的な取組 (大柱)	2025年度までの施策目標	取組の基本方向 (中柱)	業績評価指標 (KPI)
開業率 (2025年度までに10%)	1 神奈川の未来を支える産業の振興	成長産業を後押しし、利益の源泉である県内総生産（付加価値額）を7%以上向上させる。	①未病産業・最先端医療関連産業の育成 ②ロボット産業の育成 ③エネルギー産業の育成 ④ベンチャーなどの創出・育成（創業・起業支援） ⑤企業誘致の促進 ⑥県内企業の海外展開支援や海外との経済交流の促進 ⑦地域経済牽引事業の促進	①未病産業研究会を通じた未病産業関連商品の事業化件数 ②生活支援ロボットの導入施設数 ③HEMS や水素関連などの技術開発・製品開発に関する県の支援件数 ④ベンチャー企業に対する事業化支援の件数 ⑤企業立地支援件数 ⑥海外展開を希望する県内企業への個別支援件数 ⑦地域経済牽引事業計画の承認件数
	2 地域ぐるみで総力を挙げた中小企業・小規模企業の支援	経営を安定させ、不本意な倒産・休廃業を抑制することで、開廃業率の差5ポイント以上を目指す。	①企業経営の未病改善の促進 ②商工会・商工会議所等と連携した中小企業・小規模企業支援体制の整備 ③経営基盤の強化・安定化に向けた金融支援 ④緊急時の事業継続に向けた支援	①企業経営の未病が改善した企業の割合 ②巡回相談を行う中小企業・小規模企業数 ③経営安定につながる中小企業制度融資の利用件数 ④事業継続計画（BCP）の策定割合
	3 生産性の向上を図る攻めの経営の促進	新たな取組を支援することで、労働生産性（就業者1人あたり付加価値額）を14%以上向上させる。	①需要を見据えた販路開拓支援 ②生産性向上や経営革新による成長発展の支援 ③ものづくり技術の高度化 ④产学研公連携による技術の高度化支援 ⑤第四次産業革命による新たな産業構造への対応促進	①(公財)神奈川産業振興センター等が実施する受発注商談会などにおける商談件数 ②経営革新計画の承認件数 ③神奈川発新技術の実用化件数 ④中小企業・小規模企業と大企業の研究所や大学などの技術連携件数 ⑤(地独)神奈川県立産業技術総合研究所が実施するIoT技術導入支援件数

黒字企業の割合 (2020年度までに50%)	4 円滑な事業承継の促進	事業承継の早期着手を促し、事業承継に取り組んでいる企業の割合を50%まで高める。	①事業承継支援体制の確立 ②事業承継計画の策定支援 ③事業承継税制の活用促進	①事業承継診断の実施件数 ②事業承継計画の策定件数 ③経営承継円滑化法に係る相続税・贈与税の猶予・免除等の件数
	5 地域の資源を生かし、経済を支える事業活動の促進	地域経済の活性化に貢献する企業を支え、県内総生産（卸売・小売業及び宿泊・飲食サービス業の付加価値額）を7%以上向上させる。	①地域の資源を生かした産業振興 ②まちの賑わいを創出する商業・商店街の振興 ③観光産業の振興 ④SDGsの取組の普及・啓発 ⑤中小企業・小規模企業の自主的な社会貢献の促進 ⑥地域経済牽引事業の促進<再掲>	①地域産業資源活用事業計画の認定件数 ②県内外から人を引きつけるために魅力を高める取組を行う商店街団体の数 ③観光消費額総額 ④SDGsに取り組んでいる企業の割合 ⑤SDGsに取り組んでいる企業の割合<再掲> ⑥地域経済牽引事業計画の承認件数<再掲>
	6 働き方改革の促進と人材の育成	働く場としての魅力を高め、2016(平成28)年度の県内雇用者数358万人を維持する。	①働き方改革の促進 ②多様な人材の確保・育成（ダイバーシティ） ③専門人材の確保・育成 ④職業能力開発の促進	①働き方改革セミナー・相談会の参加企業数 ②人材の確保に関する充足感 ③神奈川県プロ人材活用センターによるマッチング成約件数 ④総合職業技術校における修了者の3か月後の就職率

2 重点的な取組（大柱）と取組の基本方向（中柱）

大柱1 神奈川の未来を支える産業の振興

【2025年度までの施策目標】

成長産業を後押しし、利益の源泉である県内総生産（付加価値額）を7%以上向上させる。

把握方法：神奈川県が公表する「県民経済計算」をもとに、実質県内総生産（付加価値額）の伸び率を確認する。

(1) 現状と課題

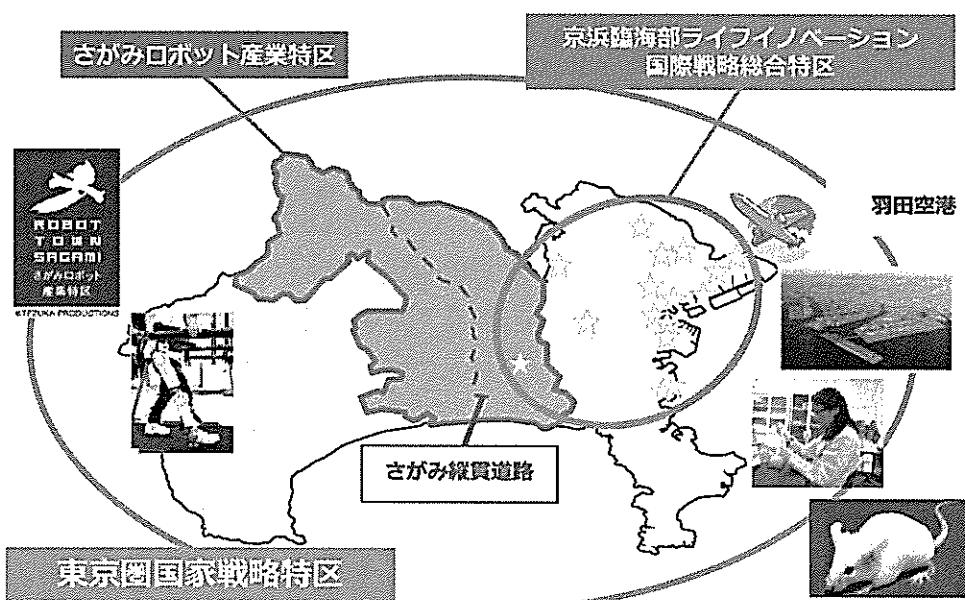
神奈川県は、高度経済成長期に京浜臨海部工業地帯を中心とした製造業が県内経済を支えてきましたが、製造業自体の縮小や生産拠点の海外移転などにより、第三次産業の割合が増えてきており、産業構造が変化しています。

また、少子・高齢化やライフスタイルの変化、AIやIoTといった技術革新などが進んでおり、中小企業・小規模企業が発展していくためには、こうした環境の変化に柔軟に対応した商品やサービスを提供していくことが求められています。

そこで、「国家戦略特区」や「京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区」、「さがみロボット産業特区」の3つの特区などを活用して、未病産業・最先端医療関連産業、ロボット産業、エネルギー産業といった成長産業の創出・育成や関連産業の集積を図ることにより、中小企業・小規模企業の更なる成長を促進していく必要があります。

また、第四次産業革命の幕開けに伴い、県内中小企業・小規模企業を中心とする産業界のイノベーション創出を支援していく必要があります。

神奈川における3つの特区



(2) 取組の基本方向（中柱）

○中柱1 未病産業・最先端医療関連産業の育成

【KPI（業績評価指標）】

（単位：件）

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
		目標	75	100	125	150	175	200
未病産業研究会を通じた未病産業関連商品の事業化件数(累計)	実績							
	考え方	未病産業市場を拡大し、県民の未病改善の選択肢を広げるためには、未病に関する多くの商品・サービスを市場に投入していく必要があるため、毎年度 25 件事業化することを目指す。						

未病産業※の普及とブランド化、再生・細胞医療の実用化・産業化や革新的医薬品・最先端医療機器の実用化・事業化などを、中小企業・小規模企業を含めた、幅広い企業と共に進め、未病産業と最先端医療関連産業の創出に取り組みます。

※ 未病産業とは、従来の予防・診断に加え、心身全体の状態を最適化する「未病を改善する」ことにつながる商品やサービス等、健やかに生きる「価値」を創造する産業です。

【主な取組】

① 「未病産業研究会」の運営 県

神奈川発の未病産業の創出に向けて、未病産業研究会におけるマッチング・勉強会により、異業種連携を促し、新たな未病関連商品・サービスの事業化を推進するとともに、最先端の未病関連商品・サービスを一堂に集めた展示会「ME-BYO Japan」等に出展し、国内外に向けて未病産業の最新動向等を発信します。

② 未病産業のブランド化 県

未病産業を創出するトップランナーとなる商品・サービスを県が認定する「ME-BYO BRAND 認定制度」を通じて、未病産業のブランド化を図ります。



ME-BYO BRAND ロゴ

○中柱2 ロボット産業の育成

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	目標	250	300	350	400	450	500	550
生活支援ロボットの導入施設数(累計)	実績							
	考え方	特区の目的達成には、商品化されたロボットの導入を進めることが必要であるため、2016 年度から県が実施している生活支援ロボット導入進等の取組により、毎年度 50 件の導入を目指す。						

「さがみロボット産業特区」を中心に、ロボットと共生する社会の実現を目指し、分野横断的に幅広くロボットの実用化や普及・活用を図ります。

センサー・制御装置・駆動装置など多様な技術の集合体であり、少量・多品種の生産が求められるロボットの実用化などを通じて、地域経済の活性化を図ります。

【主な取組】

① 実証実験や共同開発などを通じたロボットの実用化の促進

県 市町村 団体 民間

「さがみロボット産業特区」における規制緩和をさらに進めるとともに、元県立高校の施設を活用して設置した「プレ実証フィールド」を実証実験の場としてロボット開発企業等に提供するなど、生活支援ロボットの実証実験を促進します。さらに、専門家のコーディネート等により、企業や大学等の共同開発を促進します。



プレ実証フィールド

② ロボットの普及、浸透・定着の促進

県 市町村 団体 民間

住宅展示場内のモデルハウスや実際に販売されている住宅への生活支援ロボットの設置、ロボット体験キャラバンの実施等による体験機会の創出などにより、普及、浸透・定着を促進します。



ロボット体験キャラバンの様子

○中柱3 エネルギー産業の育成

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

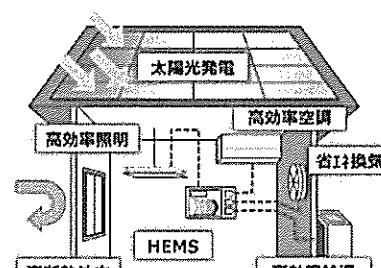
項目	年度 (H31)	年度						
		2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
HEMS※や水素関連などの技術開発・製品開発に関する県の支援件数(累計)	目標	30	35	「かながわスマートエネルギー計画」の改定に併せて設定				
	実績							
考え方		中小企業・小規模企業が行う技術開発や製品開発を支援するため、アドバイス支援件数を2020年度に35件とすることを目指す。						

※ HEMSとは、家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのこと。「Home Energy Management System」の略。

東日本大震災を契機に、火力発電所などの大規模な施設で発電して、広域的な電力系統で送電する「集中型電源」から、太陽光発電など電力の消費地の近くで発電する「分散型電源」へ転換し、エネルギーを地産地消する分散型エネルギー・システムを構築していくことが求められています。こうした分散型エネルギー・システムの構築は、中小企業・小規模企業にとってビジネス・チャンスの拡大にもつながるため、発電事業などへの参入や関連製品の開発などを支援することにより、地域経済の活性化を図ります。

【主な取組】

- ① 再生可能エネルギー等の分散型電源の導入促進 県 市町村 民間
太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギーの導入促進、蓄電池や水素を利用する燃料電池など安定した分散型電源の導入を促進します。
- ② 省エネルギーの促進とスマートコミュニティの形成 県 市町村 民間
ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (ZEB) やハウス (ZEH) *の導入、既存住宅の省エネ化を促進します。



ZEHのイメージ

※ ZEB、ZEHとは、高断熱の壁・窓等、高性能の省エネ機器、エネルギー管理システム(BEMSやHEMS)の導入により消費エネルギーをできる限り削減するとともに、太陽光

発電設備の活用など創エネルギーにより年間での一次エネルギー消費量が正味（ネット）でゼロとなるビル等や住宅を指します。

③ エネルギー関連産業への参入促進 **県 市町村 民間**

エネルギー関連産業への中小企業・小規模企業の参入促進に向けて、产学研公の連携による支援を行います。

○中柱4 ベンチャーなどの創出・育成（創業・起業支援）

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	目標	15	40	70	105	145	190	240
ベンチャー企業に対する事業化支援の件数(累計)	実績							
	考え方	経済の活性化には高い成長性のあるベンチャー企業が継続的に創出、育成される必要があることから、拠点を年度後半に整備予定である初年度は15件、通年となる2年目は25件、3年目以降は毎年度各5件増の事業化支援を目指す。						

産業競争力の強化に向けて、(公財)神奈川産業振興センターなどとの連携による総合的な支援体制を充実するとともに、起業家などが次々と「生まれ・育ち・集う」環境の形成を通じて、ベンチャー企業などの質的、量的拡充を図ります。

【主な取組】

① 潜在的起業家の発掘、产学研公ネットワークの活用による事業連携の促進

県 民間

質の高いベンチャーを数多く創出するため、効果的に潜在的起業家を掘り起こし、県内の支援機関などにつなげていく取組を実施するとともに、产学研公ネットワークの活用による事業連携を促進します。

② 成長段階に応じた総合的な支援 **県 団体**

(公財)神奈川産業振興センターと連携して、創業相談やビジネスプランのブラッシュアップ、インキュベート機能による支援など、ベンチャーの成長段階に応じた総合的な支援を行います。

③ 若年者や高齢者、女性などの幅広い層による創業の促進 **県** **市町村**
団体

市町村との連携により創業支援事業計画の策定とその実施を推進し、創業者の掘り起こしから、創業後の経営の安定化まで一貫した支援を行い、若年者や高齢者、女性などの幅広い層による創業を促進します。



かながわシニア起業家
ビジネスグランプリの様子

④ 新製品開発や新事業創出を目指す中小企業・小規模企業などへの支援
県 **団体**

(地独) 神奈川県立産業技術総合研究所による試験研究設備や製品開発室などを用いた支援などを通じて、中小企業・小規模企業による新製品開発・新事業創出を支援します。

○中柱5 企業誘致の促進

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度	年度						
		2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
企業立地支援件数 (累計)	目標	50	100	150	200	250	300	350
	実績							
	考え方	これまでの企業誘致施策等を活用し、本県に立地した企業の年度別推移をもとに、年間 50 件の支援を目指す。						

中小企業・小規模企業を含めた県内経済の活性化のために、県外・国外からの企業誘致や県内企業の投資の促進に取り組み、神奈川の優れたポテンシャルである研究開発機能の集積を一層推進するとともに、先端技術を活用した新たなものづくり産業の創出・集積を目指します。

【主な取組】

① 未病産業、ロボット産業、エネルギー産業、観光産業などの企業の立地の支援 **県** **市町村** **団体**

企業誘致施策で措置する経済的インセンティブによる支援や「県版特区」の推進、企業立地トップセミナーの開催等によるプロモーション活動の重点的な展開などにより、未病産業、ロボット産業、エネルギー産業、観光産業などの企業の立地を支援します。

② 県内に立地する中小企業者等への融資 県

県内に立地する中小企業者等及び生産施設の拡張を伴う設備投資などをを行う中小企業者等に対し、立地・設備投資の準備段階から相談を受けるとともに、金融機関を通じた低利・超長期・固定金利の融資による支援を行います。

○中柱 6 県内企業の海外展開支援や海外との経済交流の促進

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
		目標	425	425	425	425	425	425	
海外展開を希望する県内企業への個別支援件数(年間)	実績								
	考え方	海外展示会への出展支援、現地調査への同行、現地企業の紹介、現地視察のアレンジ等を行う個別支援件数を年間 425 件以上とすることを目指す。							

中小企業・小規模企業の海外展開支援や海外との経済交流の促進を図り、投資・取引の拡大や外国企業との技術提携などを促進することで、売上・利益の増加や、雇用の拡大につなげます。

【主な取組】

① 海外事業展開に向けた支援 県 市町村 団体 民間

民間金融機関などと連携した海外進出セミナーの開催や、東南アジア・北米の海外駐在員事務所及び（公財）神奈川産業振興センター大連・神奈川経済貿易事務所の活動、（株）横浜銀行バンコク駐在員事務所への県職員派遣を通じて、県内企業の海外事業展開に向けた支援を行います。

② 「神奈川インダストリアルパーク」に入居する企業への総合的支援

県 団体 民間

進出要望の多いベトナムにおいて、民間が整備・運営する集合貸工場の一部を活用する「神奈川インダストリアルパーク事業」により、ベトナムへ進出する中小企業・小規模企業に対し、進出の準備段階から操業後までの総合的な支援を行います。



神奈川インダストリアルパーク

③ ミッション団の派遣・受入による海外との経済交流の促進

県 団体

ベトナム計画投資省やベトナム・フンイエン省、メキシコ・アグアスカリエンテス州、インド・タミルナドゥ州との経済交流に関する覚書などを活用した、中小企業・小規模企業による投資環境調査ミッション団などの派遣や、海外政府・団体・企業などからなるミッション団の受け入れにより、海外との経済交流を促進します。



ベトナム投資環境フォーラム

④ 中小企業・小規模企業の国際競争力の向上 **県 市町村 民間**

「京浜臨海部ライフィノベーション国際戦略総合特区」におけるグローバル企業による革新的医薬品・医療機器の開発・製造や、健康関連産業の創出に向けた、市町村、大学、研究機関、企業の連携による取組などを生かし、中小企業・小規模企業の国際競争力の向上を図ります。

国際メディカルクラスター 殿町<KING SKYFRONT>



○中柱7 地域経済牽引事業の促進

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

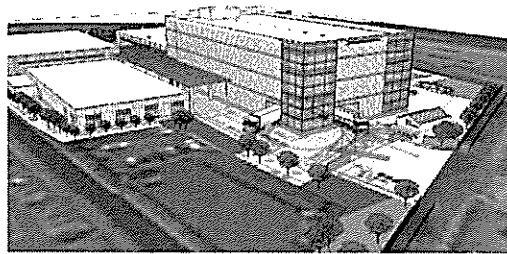
項目	年度	2019 (H31)		2020		2021		2022		2023		2024		2025	
		目標	実績												
地域経済牽引事業 計画の承認件数 (累計)	目標	18	27	27	27										基本計画の改定 時に設定
	考え方														

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）」に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出する事業（地域経済牽引事業）に取り組む事業者を支援します。

【主な取組】

① 地域経済牽引事業の促進 県 市町村 民間

県と県内 33 市町村が共同で策定した神奈川県基本計画で示すライフサイエンスなどの成長分野において、地域経済牽引事業計画を作成し、神奈川県知事の承認を受けた事業者に対し、設備投資に対する減税措置などの支援を行います。



地域経済牽引事業計画(第1号承認)
で建設予定の新工場完成予想図

大柱 2 地域ぐるみで総力を挙げた中小企業・小規模企業の支援

【2025年度までの施策目標】

経営を安定させ、不本意な倒産・休廃業を抑制することで、開廃業率の差5ポイント以上を目指す。

把握方法：厚生労働省「雇用保険事業年報」をもとに算定した神奈川県の開業率と廃業率の差を確認する。

(1) 現状と課題

少子・高齢化の進展、海外との競争の激化といった社会経済情勢の変化によって、事業承継や人手不足、働き方改革といった新たな経営課題が顕在化している中で、中小企業・小規模企業の経営者は、自社の経営悪化に薄々気付いていても、それを人に相談すると、かえって信用を失ってしまうのではないかと恐れ、結果的に対策が手遅れになってしまふことがあります。

経営者のこうした心理的プレッシャーを軽減し、早めの対策を講じていただくためには、自分に合った支援機関や支援制度を活用し、少しでも早く経営改善に取り組んでいただくことが重要です。

そこで、「企業経営の未病改善」をはじめとして、地域ぐるみで中小企業・小規模企業の健全経営と持続的な発展を支援していく体制を構築していく必要があります。

(2) 取組の基本方向（中柱）

○中柱1 企業経営の未病改善の促進

【KPI（業績評価指標）】

(単位：%)

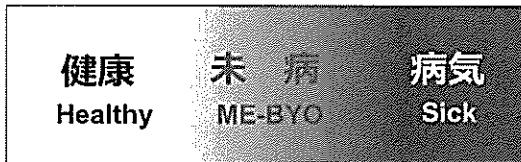
項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
	目標	80	80	80	80	80	80	80	
	実績								
企業経営の未病が改善した企業の割合(年間)	考え方	「企業経営の未病 CHECK シート」の記入結果をもとに、商工会・商工会議所や専用相談窓口(企業経営の未病相談ダイヤル)等の支援機関に相談し、未病を改善した企業の割合を、年間 80%とすることを目指す。							

中小企業・小規模企業の経営者が、経営状況が下降する前にその兆しに気づき、早期に必要な対策（企業経営の未病改善）を講じてもらえるよう、商工会・商工会議所等の支援機関と連携を強化して支援を行うことで、企業経営の未病

改善を促進します。

【コラム】企業経営の未病改善とは

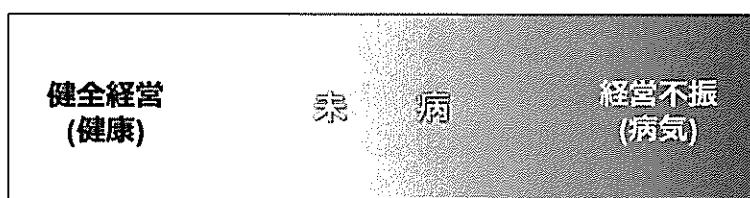
未病のグラデーションモデル



人の身体の場合、我々は、ともすれば「健康ですか?」「病気ですか?」と考えてしまいますが、健康と病気の間に明確な線ではなく、上の図のように、グラデーションで連続的に変化しています。これが「未病」です。

「未病を改善する」とは、赤い方(病気)になってから治療を始めるのではなく、日常的な努力により、少しでも白い方(健康)に近づけていくことを言います。

企業経営の未病のグラデーションモデル



この「未病」の考え方は、企業経営にも当てはまります。

例えば、企業経営者の実感として、「真っ白な健全経営」と、「真っ赤な経営不振」の間に、明確な線はあるでしょうか。実際には、企業経営は「健全経営」と「経営不振」の間を行ったり来たりする、つまり、グラデーションで連続的に変化しているのではないかでしょうか。そして、企業経営者は、グラデーションのどこにいても、少しでも白い方(健全経営)を持って行こうとする、日常的な努力をされているのではないでしょうか。

このように、健全経営と経営不振の間を連続的に変化する状態が「企業経営の未病」であり、上の図のようなグラデーションモデルで表すことができます。

しかし、企業経営者の中には、「なんとなく変だな。このまま大丈夫かな?」と感じていても、人に相談するとかえって信用を失ってしまうのではないかと恐れ、対処せずに放置してしまうことがあります。その結果、一番赤いところ(経営不振)になってから、支援機関や金融機関に「助けてください」と相談に訪れても、この段階では手遅れになってしまることがあります。

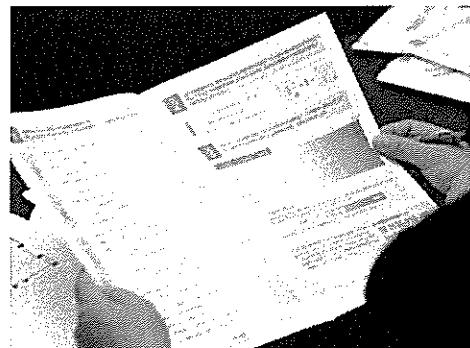
そこで、中小企業・小規模企業の経営者が、経営状況が下降する前からその兆しに気づき、必要な対策を講じることによって、より健全経営に近づけていくという「企業経営の未病改善」の取組がとても重要となります。

【主な取組】

① 「企業経営の未病 CHECK シート」の普及・啓発

県 市町村 団体 民間

中小企業・小規模企業の経営者が、企業経営の未病を見える化するチェックシート（企業経営の未病 CHECK シート）を実際に記入して、早期に必要な対策を講じられるよう、普及・啓発に取り組みます。

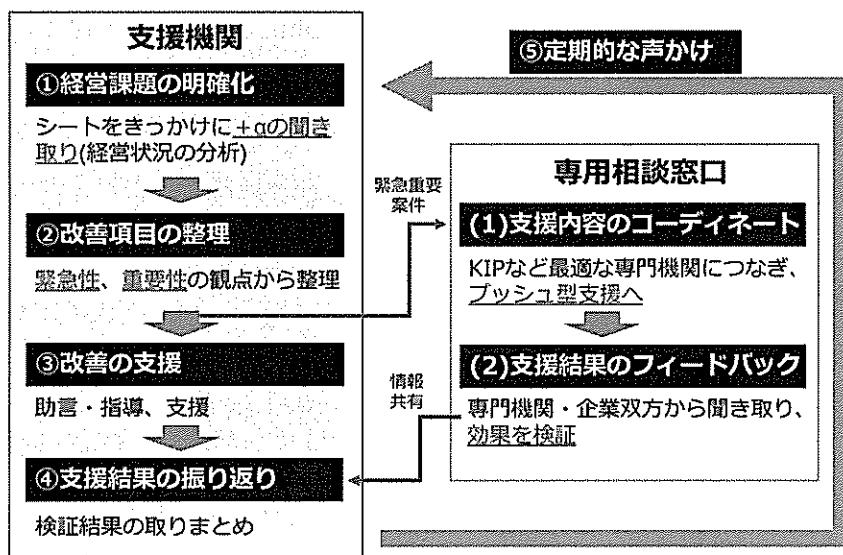


「企業経営の未病 CHECK シート」記入の様子

② 企業経営の未病改善のための支援体制の構築 県 団体 民間

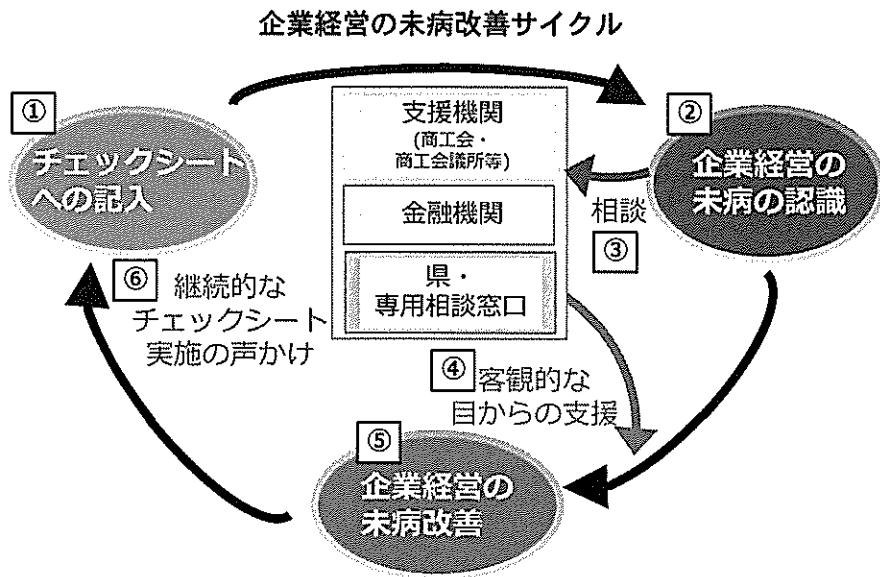
「企業経営の未病 CHECK シート」により、企業経営の未病を「見える化」した中小企業・小規模企業が、商工会・商工会議所等の支援機関や、(公財)神奈川産業振興センター内に設置した専用相談窓口（企業経営の未病相談ダイヤル）による適時適切な支援を受けられるよう、企業に寄り添った支援体制を整えます。

支援機関・専用相談窓口の役割



③ 企業経営の未病改善サイクルの確立 県 団体 民間

企業が未病改善を行った後に、一定の経過観察期間を置いてから、今度は支援機関の方から再度のチェックシート実施の声掛けを行うなど、「企業経営の未病 CHECK シート」による企業と支援機関等の継続的な関係を構築することにより、「企業経営の未病改善サイクル」の確立を目指します。



○中柱2 商工会・商工会議所等と連携した中小企業・小規模企業支援体制の整備

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	目標	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000	120,000	140,000
巡回相談を行う中小企業・小規模企業数（累計）	実績							
	考え方	事業承継や人手不足、働き方改革といった経営課題を有する企業を中心に巡回相談を行い、2025年度に累計140,000件とすることを目指す。						

厳しい経営環境の中、経営基盤の強化と経営の安定化を図るため、商工会・商工会議所^{※1}や、(公財)神奈川産業振興センター^{※2}、神奈川県中小企業団体中央会^{※3}などによるきめ細かな支援体制を整備するとともに、それぞれの役割に応じて行うワンストップサービスや下請取引のあっせんなどにより、総合的に様々な規模・業種の中小企業・小規模企業を支援します。

※1 商工会・商工会議所は、地区内における商工業の総合的な改善発達と地域社会一般の福祉の増進を図ることを目的に設置され、商工業に関する相談・指導等を主な事業内容としており、経営、財務に詳しい人材が配置されています。

※2 (公財)神奈川産業振興センターは、神奈川県の中小企業・小規模企業支援の中核を担う専門支援機関です。中小企業支援法に基づく「都道府県等中小企業支援センター」や、中小企業等経営強化法に基づく「中核的支援機関」に位置付けられており、中小企業・小規模企業が抱える様々な経営上の課題に対して、ワン

トップで相談に応じています。

※3 神奈川県中小企業団体中央会は、中小企業組合の設立指導や運営に対する支援を主な事業目的としており、組合事業への指導・支援や、教育・情報提供などの事業を行っています。

【主な取組】

① 商工会・商工会議所が行う伴走型支援等の取組への支援 県

商工会・商工会議所が行う、中小企業・小規模企業の経営などに関する相談・指導事業や消費税率の引き上げなどに対応した講習会の開催、販路開拓など重要な課題解決へ向けた取組を支援します。

② 商工会・商工会議所による経営発達支援計画の策定・実行への支援 県

小規模企業の事業の持続的発展を図るため、商工会・商工会議所による経営発達支援計画の策定を促進するとともに、その実行が着実に行われるよう、商工会・商工会議所が行う巡回指導や、小規模企業の事業計画作成などの取組を支援します。

③ (公財)神奈川産業振興センターが行うワンストップサービス等の取組への支援 県

(公財)神奈川産業振興センターが行う、経営、金融、法律などの相談事業、専門家によるコンサルティング、経営者向け研修、ポータルサイトなどによる情報提供、経営動向調査などを支援します。

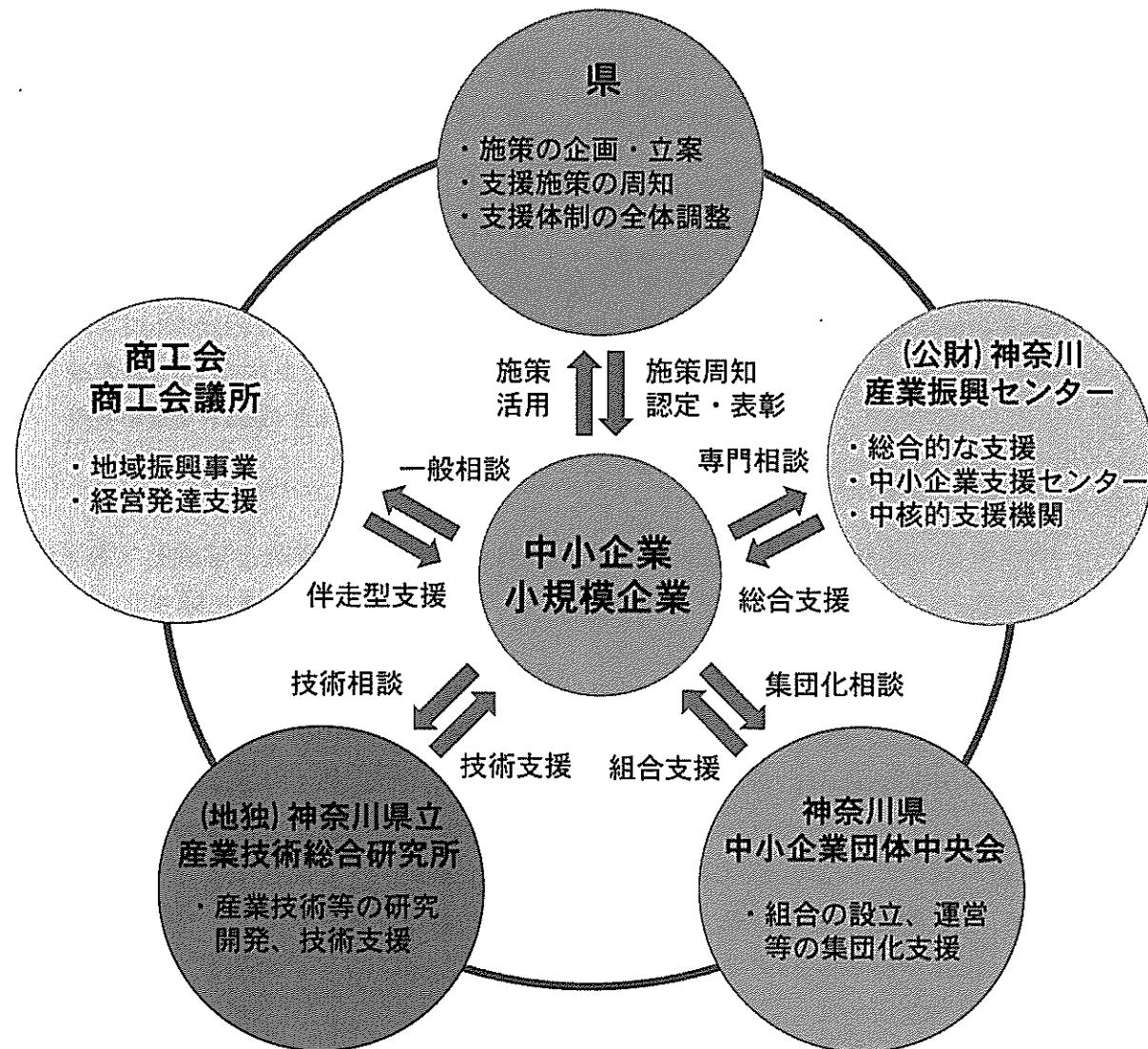
④ 神奈川県中小企業団体中央会による中小企業・小規模企業の組織化等の取組への支援 県

神奈川県中小企業団体中央会が行う、中小企業組合などに関する設立指導や運営支援などの事業を支援します。

⑤ 地域に密着した金融機関等との連携の強化 県 民間

日頃から中小企業・小規模企業と身近に接している地域金融機関等との連携を強化して、中小企業・小規模企業に対するきめ細かい支援を推進します。

神奈川県の中小企業・小規模企業支援体制



○中柱3 経営基盤の強化・安定化に向けた金融支援

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	目標	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
経営安定につながる中小企業制度融資の利用件数(年間)	実績							
	考え方	売上や利益が減少している中小企業者等を対象とした「経営安定資金」、小規模・零細企業を対象とした「小口零細企業保証資金」及び「小規模事業資金」について、経営基盤の強化・安定化を図るため、毎年度 5,600 件程度の利用を目指す。						

中小企業・小規模企業の事業活動に必要な資金を金融機関と協調して融資することなどにより、中小企業・小規模企業の経営の安定と発展を図ります。

【主な取組】

① 中小企業制度融資の実施 県 民間

経営基盤の弱い中小企業者や、事業承継、創業等に取り組む中小企業者に対し、金融機関及び神奈川県信用保証協会と協調して、長期で低利な融資を行い、事業活動の維持・安定を図ります。

② 小規模企業者等設備貸与事業の実施 県 団体

創業や経営革新に取り組む小規模企業者等に対し、(公財)神奈川産業振興センターが実施する割賦販売または設備リースに要する資金を貸し付けることにより、小規模企業者等の設備導入を支援します。

③ 中小企業高度化資金の貸付け 県

中小企業・小規模企業で組織する協同組合等が、事業の共同化や工場の集団化などを実施する場合に必要な資金の貸付けを行います。

○中柱4 緊急時の事業継続に向けた支援

【KPI（業績評価指標）】

(単位：%)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
		目標	11.2	12.6	14.2	15.6	17.2	18.6
事業継続計画 (BCP)の策定割合 (年間)	実績							
	考え方	県の調査結果を踏まえ、事業継続計画(BCP)を策定している中小企業・小規模企業の割合を、2025 年度に 20%とすることを目指す。						

災害や事故などの緊急時に、中小企業・小規模企業が重要業務を中断せずに、あるいは中断しても早期に重要業務を再開できるよう、事業継続計画 (BCP : Business Continuity Plan) *の策定等の支援を行います。

* 事業継続計画 (BCP) とは、自然災害や大きな事故など緊急事態に遭遇した場合でも、自社の重要な業務が継続あるいは早期復旧ができるよう、あらかじめ想定される様々なリスクに対して、従業員の安全確保や、サプライチェーン維持の方策など、もしもの時における事業継続の対策を決めておく計画のことです。

【主な取組】

- ① 事業継続計画 (BCP) 策定の普及推進 県 団体
事業継続計画 (BCP) 策定支援ツールである「BCP 作成のすすめ (かながわ版)」等を活用して、中小企業・小規模企業の BCP 策定の普及推進を図ります。
- ② グループ単位での事業継続計画 (BCP) 策定支援 県 団体
単独では事業継続計画 (BCP) を策定する余裕がない中小企業・小規模企業に対して、同業種や同じサプライチェーンなど、グループ単位での事業継続計画 (BCP) の策定を、専門家と連携して支援します。

大柱3 生産性の向上を図る攻めの経営の促進

【2025年度までの施策目標】

新たな取組を支援することで、労働生産性（就業者1人あたり付加価値額）を14%以上向上させる。

把握方法：神奈川県が公表する「県民経済計算」をもとに、労働生産性の伸び率を確認する。

なお、労働生産性は、「実質県内総生産÷県内就業者数」で求める。

(1) 現状と課題

中小企業・小規模企業は大企業と比べて労働生産性で伸び悩んでおり、その差は拡大傾向にあります。また、中小企業・小規模企業の設備投資は緩やかな増加傾向にありますが、その内容は、老朽化等による維持・更新への投資が中心となっています。

そこで、中小企業・小規模企業が、市場の変化等に柔軟に対応できる強みを生かし、需要を見据えて新たな商品・サービスの開発・提供を行うなど、生産性の向上を図る「攻めの経営」を促進していく必要があります。

(2) 取組の基本方向（中柱）

○中柱1 需要を見据えた販路開拓支援

【KPI（業績評価指標）】

（単位：件）

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
(公財)神奈川産業振興センター等が実施する受発注商談会などにおける商談件数(年間)	目標	6,150	6,300	6,450	6,600	6,750	6,900	7,050	
	実績								
考え方		中小企業・小規模企業の販路開拓のニーズを踏まえ、(公財)神奈川産業振興センター(KIP)と商工会・商工会議所、地域の金融機関等が連携して実施する受発注商談会などにおける商談件数を、毎年度150件ずつ増やすことを目指す。 ただし、KIP の中期計画において設定される目標値を踏まえて、見直しを行う可能性がある。							

市場の変化等に迅速に対応できる中小企業・小規模企業の強みを生かして、多様な顧客のニーズにあった商品・サービスを提供・発信する機会を増やすとともに、商談会・展示会などの開催や出展支援などを通じて、中小企業・小

規模企業による製品やサービス、技術などの販路開拓を支援します。

【主な取組】

① 小規模企業に対する県外展示会への出展支援の実施 **県 団体**

小規模企業が、地域資源や独自技術を活用し、新商品づくり・販売等を行った際に、東京圏、名古屋圏、大阪圏など県外で実施される展示・販売会等の出展ブースを確保し、販路開拓に向けた支援を行います。

② 小規模企業に対する表彰制度と販路開拓支援の実施 **県**

小規模企業への励みとなるよう、また、企業のPR強化につながることを目的として、「優良小規模企業者表彰」を実施します。

あわせて、受賞者に対して、「テクニカルショウヨコハマ」などへの出展を支援し、新規販路の開拓や関連企業の情報収集・提供などにつなげます。



優良工場・優良小規模企業者表彰
表彰式

③ 商談会、展示会、下請取引のあっせんなどの販路開拓支援の実施

県 団体

(公財)神奈川産業振興センターなどと連携し、国内外の商談会や展示会、商店街フェアの開催、下請取引のあっせんなどの販路開拓を支援します。

○中柱2 生産性向上や経営革新による成長発展の支援

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	目標	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900
経営革新計画の承認件数(累計)	実績							
	考え方	中小企業・小規模企業が行う新商品の開発など、新たな事業活動への取組を支援するため、経営革新計画の認定件数を2025年度に累計2,900件とする 것을を目指す。						

厳しい経営環境の中、企業の発展を目指して新商品の開発や新たな連携を図るなど、経営革新や生産性向上に取り組む中小企業・小規模企業に対して、総合的な支援を行います。

また、(公財)神奈川産業振興センター、(地独)神奈川県立産業技術総合研究所、(株)日本政策金融公庫、神奈川県信用保証協会の4者が連携して、中小企業・小規模企業に対する経営・技術・金融の総合的な支援を行います。

【主な取組】

① 経営革新計画の承認などの促進 県

中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画※の承認を促進し、中小企業・小規模企業が取り組む新商品開発などに対する支援を実施します。

あわせて、信用金庫などとの連携を強化するとともに、商工会・商工会議所による巡回相談などによるきめ細かな支援を通じて、中小企業・小規模企業の計画策定を一層促進します。

※ 経営革新計画とは、新事業活動に取り組む中小企業・小規模企業が、中期（3～4年）の経営計画を策定して、県の承認を受けると、計画期間中、政府系金融機関による低利融資や信用保証の特例、特許関係料の減免制度などの支援策を利用できる制度です。

② 商工会・商工会議所等が行う事前相談業務へのサポート 県

「かながわ中小企業成長支援ステーション」が、神奈川県中小企業団体中央会や商工会・商工会議所などによる、中小企業・小規模企業の経営革新計画承認申請に係る事前相談業務をサポートします。

③ 生産性向上に係る施策の市町村認定事務のサポート 県 国 市町村

生産性向上特別措置法に基づき、中小企業が作成し、市町村が認定する「先端設備等導入計画※」など、中小企業・小規模企業の生産性向上に係る国の施策について、市町村と情報を共有しながら、認定事務のサポートを行います。

※ 先端設備等導入計画とは、中小企業・小規模企業が、設備投資を通じた生産性革命実現のための取組を記載した計画を所在する市町村に申請し、認定されることにより、固定資産の課税標準がゼロ～1/2となる特例や、補助金の優先採択などの支援を受けることができる制度です。

④ 「がんばる中小企業発信事業」による認知度向上 県 団体

独自の工夫によって生産性向上を実現するなど、成長している中小企業・小規模企業を県が認定し、広く周知することで、認定企業の社会的認知度を高め、新たな人材の確保や従業員のモチベーション



認定企業のシンボルマーク

ンの向上等につなげていきます。

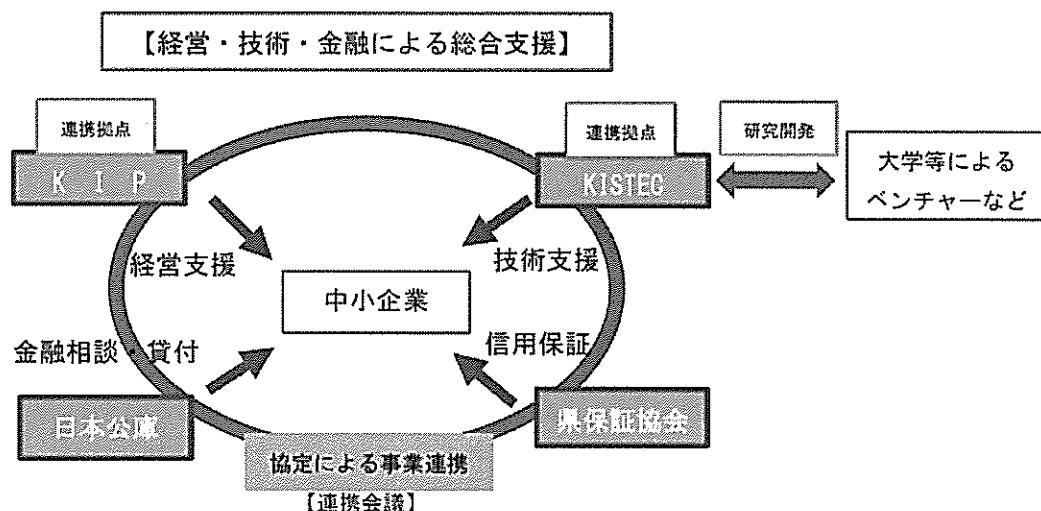
⑤ キャッシュレス化の推進 県 団体 民間

中小企業・小規模企業の生産性の向上を図るために、企業や地域の取組をサポートすることで、キャッシュレス化を推進します。

⑥ 経営・技術・金融の一体的な支援 県 団体

2017（平成29）年10月に（公財）神奈川産業振興センター、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所、（株）日本政策金融公庫、神奈川県信用保証協会の4者が締結した「経営・技術・金融の連携による県内中小企業に対する総合支援に関する業務協力協定」に基づき、経営・技術・金融による総合支援を展開するとともに、創業・イノベーションの実現に向けた戦略的取組を推進します。

（公財）神奈川産業振興センター（KIP）、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所（KISTEC）、（株）日本政策金融公庫、神奈川県信用保証協会の4者協定のイメージ図



○中柱3 ものづくり技術の高度化

【KPI（業績評価指標）】

（単位：件）

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
	目標	143	154	166	179	192	205	218	
神奈川発新技術の実用化件数(累計)	実績								
	考え方	県内中小企業を中心に、（地独）神奈川県立産業技術総合研究所（KISTEC）の支援を受けて実用化した技術の累計件数を、2025年度までに218件とすることを目指す。ただし、2022年度以降の目標値に関しては、KISTECの第二期中期計画において設定される目標値と異なる場合があり、その場合は中期計画目標値を優先する。							

ものづくりの国際競争が厳しさを増し、産業構造が変化する中、神奈川県の技術開発を進展させるために、中小企業・小規模企業を中心としたものづくり技術の高度化を支援し、県内に集積した研究機関や人材を生かして、デジタル化などの流れに対応した付加価値の高い新たなものづくり産業の創出を目指します。

【主な取組】

- ① 技術相談、試験計測などを活用した新技術・新製品の開発への支援

県 団体

(地独)神奈川県立産業技術総合研究所が実施する技術相談、試験計測、技術開発受託、共同研究、技術アドバイザー派遣などの活用を促進し、中小企業・小規模企業等の新技術・新製品の開発を支援します。

また、神奈川県立川崎図書館が有するものづくりに関する様々な技術情報や特許・規格情報の提供を通じて、新技術、新製品の開発を支援します。

○中柱4 産学公連携による技術の高度化支援

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
		目標	668	778	900	1,022	1,144	1,266
中小企業・小規模企業と大企業の研究所や大学などの技術連携件数(累計)	実績							
	考え方							

(地独)神奈川県立産業技術総合研究所(KISTEC)が行う中小企業・小規模企業と大企業の研究所や大学などの技術連携件数を、2025年度までに1,388件とすることを目指す。
ただし、2022年度以降の目標値に関しては、KISTECの第二期中期計画において設定される目標値と異なる場合があり、その場合は中期計画目標値を優先する。

中小企業・小規模企業と産学公の連携や共同研究などを促進することにより、中小企業・小規模企業が有する技術の高度化を図ります。

また、中小企業・小規模企業に対し、大企業との新たな技術連携の機会を提供することにより、共同研究、技術移転などを促進し、あわせて今後成長が見込まれる分野への中小企業・小規模企業の参入を図ります。

【主な取組】

① 産学公の連携による共同研究開発の促進 県 団体 民間

中小企業・小規模企業、大企業、大学、(地独)神奈川県立産業技術総合研究所など、産学公が連携して共同研究開発を行います。

② (地独)神奈川県立産業技術総合研究所による共同研究のコーディネート 県 団体

中小企業・小規模企業のニーズに応えて、(地独)神奈川県立産業技術総合研究所が大学等のネットワークを活用し、シーズを有する機関との共同研究をコーディネートします。

③ 研究成果の発表や情報交換を通じた、産学公の研究者・技術者による技術連携等の促進 県 団体 民間

(地独)神奈川県立産業技術総合研究所が、産学公の研究者が研究成果、最新技術について講演する「KISTEC Innovation Hub (神奈川県ものづくり交流会)」などを開催し、情報交換、技術連携する場を設けます。

④ 大企業との共同研究などの取組を通じた技術連携の促進 県 团体 民間

大企業の研究拠点、技術力のある中小企業等の立地・集積を生かし、神奈川の産学公技術連携を進める「神奈川R & D推進協議会」が実施する、研究会、大企業と中小企業・小規模企業との技術マッチング、中小企業・小規模企業と大企業との共同研究などの取組を通じた技術連携を促進します。

⑤ 技術開発可能性評価支援による成長分野への参入促進 県 団体

(地独)神奈川県立産業技術総合研究所が実施している「技術開発可能性評価支援」を通じて、中小企業・小規模企業が推進する技術開発の可能性評価を支援し、神奈川R & D推進協議会の大企業、大学等との共同研究開発をコーディネートすることなどにより、成長分野への中小企業・小規模企業の参入を促進します。

○中柱5 第四次産業革命による新たな産業構造への対応促進
【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
		目標	22	30	38	46	54	62
(地独)神奈川県立産業技術総合研究所が実施する IoT 技術導入支援件数(累計)	実績							
	考え方	IoT、ビッグデータ、AI、ロボットを中心とする第四次産業革命に県内中小企業が柔軟に対応していく必要があることから、(地独)神奈川県立産業技術総合研究所(KISTEC)が実施する IoT 技術導入支援件数を、2025 年度までに 62 件とすることを目標とする。 ただし、2022 年度以降の目標値に関しては、KISTEC の第二期中期計画において設定される目標値と異なる場合があり、その場合は中期計画目標値を優先する。						

第四次産業革命による産業構造の変化等を見据え、中小企業・小規模企業の AI や IoT 技術の開発・導入や、担当者のスキルアップのための研修など必要な支援を行い、対応を促進します。

【主な取組】

① IoT 技術の導入支援 県 団体

(地独) 神奈川県立産業技術総合研究所が組織する IoT 研究会で得られた技術やノウハウを活用して、IoT に関する技術支援や共同研究開発を行うとともに、検証環境 (IoT テストベッド) を整備・提供し、中小企業・小規模企業の IoT 化対応への技術的支援を行います。

大柱4 円滑な事業承継の促進

【2025年度までの施策目標】

事業承継の早期着手を促し、事業承継に取り組んでいる企業の割合を50%まで高める。

把握方法：神奈川県が実施する「中小企業・小規模企業経営課題等把握事業」において、事業承継に取り組んでいる企業の割合を確認する。

(1) 現状と課題

中小企業・小規模企業を対象に2017(平成29)年に県が実施した調査では、「今この事業は自分の代限りになる」と考えている経営者が32.2%となっており、これを放置しておけば、県内約19万社の中小企業のうち、6万社以上が廃業に追い込まれる計算となります。

そのうちの3分の1以上が「後継者候補に事業を継ぐ意思がない」、「後継者を見つけようとしたが見つからない」など、後継者の不在を理由としています。

団塊の世代の経営者層は、一般に引退年齢と言われる70代に入り、そのまま放置すると、休廃業が増加し、地域経済の活力や雇用が失われることから、事業承継の早期着手はまさに待ったなしの状態となっています。

そこで、「神奈川県事業引継ぎ支援センター」や「神奈川県事業承継ネットワーク」などにおいて、親族や従業員への事業承継、後継者難の経営者と創業希望者とのマッチングや人材育成を促進するとともに、税制面での優遇措置や金融支援などの相談に応じ、企業に寄り添った支援を展開していく必要があります。

(2) 取組の基本方向（中柱）

○中柱1 事業承継支援体制の確立

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度							
		2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
事業承継診断の実施件数(累計)	目標	13,500	22,000	30,500	39,000	47,500	56,000	64,500
	実績							
	考え方	神奈川県事業承継ネットワークの中に地域別のサポート体制を設け、企業を直接訪問して促すことなどにより、事業承継診断件数を2025年度に累計64,500件とすることを目指す。						

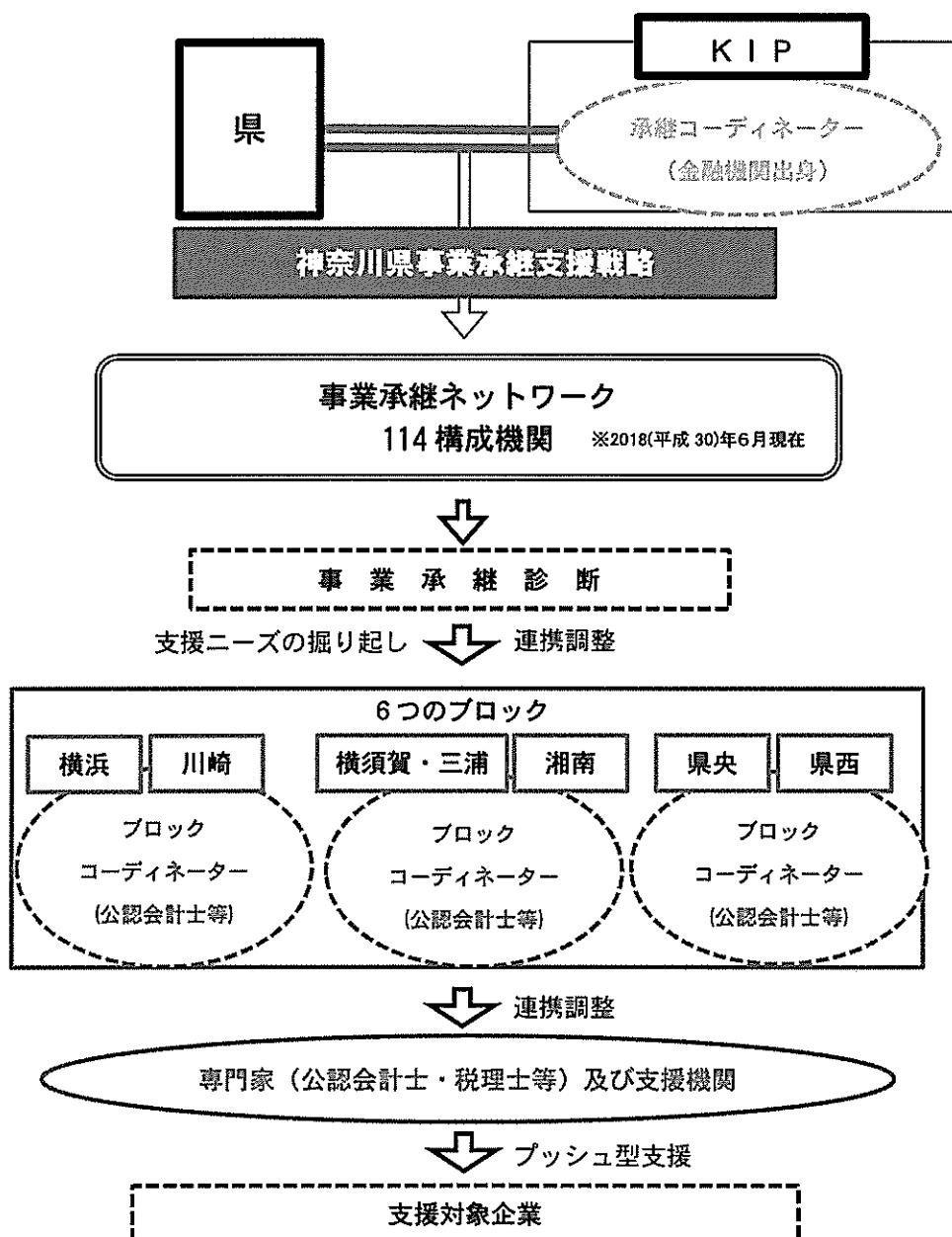
日々の業務の忙しさや後継者の不在などを理由に、事業承継への対応を先送りしている中小企業・小規模企業に具体的な取組を促すため、「神奈川県事業承継

支援戦略※」に基づく事業承継支援体制を確立し、支援活動の抜本的な強化を図っていきます。

※ 神奈川県事業承継支援戦略は、県内中小企業・小規模企業の円滑な事業承継を促すため、県、市町村、金融機関、中小企業支援機関及び士業団体等で構成された「神奈川県事業承継ネットワーク」により事業承継診断を促進し、あわせて地域別のサポート体制を設け、支援活動の抜本的な強化を図っていくため、2018（平成30）年6月に策定しました。

この戦略に基づき、ネットワークの中に地域別のサポート体制を設け、公認会計士などの専門家が企業を直接訪問して、事業の磨き上げや承継税制の活用など、個々の企業に合った対策を提案するプッシュ型の支援を展開します。

神奈川県事業承継ネットワーク 支援体制図



【主な取組】

- ① 「神奈川県事業引継ぎ支援センター」による支援 県 国 団体
(公財) 神奈川産業振興センターが 2015 (平成 27) 年 9 月に設置した「神奈川県事業引継ぎ支援センター」が、M&A やマッチングなどの事業承継相談に対して、ワンストップで支援を行います。
- ② 「神奈川県事業承継ネットワーク」による一体的支援 県 国
市町村 団体 民間
県が支援機関や市町村、金融機関等に呼びかけ、(公財) 神奈川産業振興センターを事務局として 2017 (平成 29) 年 7 月に立ち上げた「神奈川県事業承継ネットワーク」が中心となって、後継者の育成や税務、資産評価など、多岐に渡る事業承継の課題に対して、「オールかながわ」による一体的な支援を行います。

○中柱 2 事業承継計画の策定支援

【KPI (業績評価指標)】

(単位：件)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
事業承継計画 の策定件数(累 計)	目標	400	700	1,000	1,300	1,500	1,600	1,700
	実績							
	考え方	神奈川県事業承継ネットワークが承継診断を行った企業に対して、事業承継計画の作成を促すことにより、事業承継税制の特例措置等の適用期間を踏まえ、2022 年度までは年 300 件、2023 年度は年 200 件、その後は年 100 件策定することを目指す。						

専門家や支援機関等が中小企業・小規模企業の相談に応じながら、事業承継の具体的な設計図であり、工程表でもある事業承継計画の策定を支援します。

【主な取組】

- ① 事業承継診断の促進 県 市町村 団体 民間
日々の忙しさや後継者の不在などを理由に、事業承継への対応を先送りしている中小企業・小規模企業に具体的な取組を促すため、「神奈川県事業承継ネットワーク」の構成機関が企業を直接訪問して、事業承継診断の実施を促します。

② 個々の企業のニーズに応じた支援 県 市町村 団体 民間

「神奈川県事業承継ネットワーク」の中に地域別のサポート体制を設け、公認会計士などの専門家が企業を直接訪問して、事業の磨き上げや承継税制の活用など、個々の企業にあった対策を提案することにより、事業承継計画の策定を支援します。

○中柱3 事業承継税制の活用促進

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
経営承継円滑化法に係る相続税・贈与税の猶予・免除等の件数(累計)	目標	300	400	500	600	700	800	900
	実績							
	考え方	後継者に経営資源を集中させ、円滑な事業承継を促進するため、経営承継円滑化法に係る相続税・贈与税の猶予・免除等の件数を、2025年度に累計900件とすることを目指す。						

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」に基づく認定による相続税・贈与税の納税猶予の支援措置など、事業承継税制の活用を促進します。

【主な取組】

① 特例承継計画の策定支援及び確認 県 団体 民間

事業承継税制の優遇措置を受けるために、中小企業・小規模企業が作成する「特例承継計画」について、商工会・商工会議所や金融機関、税理士等の認定経営革新等支援機関が指導・助言を行うとともに、県がその内容を確認します。

② 相続税・贈与税の納税猶予等の認定 県

「特例承継計画」に基づいて贈与の実行または相続が開始された場合に、県は、中小企業・小規模企業からの申請に基づいて、相続税・贈与税の納税猶予等の認定を行います。

大柱5 地域の資源を生かし、経済を支える事業活動の促進

【2025年度までの施策目標】

地域経済の活性化に貢献する企業を支え、県内総生産（卸売・小売業及び宿泊・飲食サービス業の付加価値額）を7%以上向上させる。

把握方法：神奈川県が公表する「県民経済計算」をもとに、実質県内総生産（卸売・小売業及び宿泊・サービス業）の伸び率を確認する。

(1) 現状と課題

人口減少や少子化・高齢化の急速な進展による国内消費の低下は、これまで地域を支えてきた中小企業・小規模企業に深刻な影響を与えています。事業を取り巻く環境の厳しさなどから、休廃業を余儀なくされる中小企業・小規模企業が増えると、地域経済の活力や雇用が失われるだけでなく、コミュニティの持続や賑わいの創出など、これまで地域社会の一員として果たしていた重要な役割も喪失するため、県民生活にも大きな影響が及ぶことになります。

こうした中、魅力的な地域を創出していくためには、これまで育んできた歴史・文化・自然環境などの地域資源を活用して、国内外からの観光客や地域づくりの担い手を呼び込むなど、関係人口を増やして地域の活性化につなげていくことが重要です。

また、地域社会においては、子育て支援や環境への配慮など、解決しなければならない様々な社会的課題が数多く存在します。こうした社会的課題の解決のためには、中小企業・小規模企業が地域の担い手として主体的に取り組む活動を支えていく必要があります。

(2) 取組の基本方向（中柱）

○中柱1 地域の資源を生かした産業振興

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
		目標	30	32	34	36	38	40
地域産業資源活用事業計画の認定件数(累計)	実績							
	考え方	地域資源を活用する取組を支援し、地域の特色ある産業の振興を図るため、国の定める地域産業資源活用事業プログラムに基づく地域産業資源活用事業計画の認定件数を、2025 年度に累計 40 件とすることを目指す。						

伝統的工芸品や農林水産物、観光資源など、神奈川にある魅力的な地域資源の発掘・活用を促進し、地域の特色ある産業の振興を図ります。

また、中小企業・小規模企業者と農林漁業者が連携し、互いの有するノウハウ・技術などを活用することで、両者の有する強みを結び付けた新商品の開発や販路拡大などの取組を促進します。

【主な取組】

① 地域資源を活用した新商品開発、販路開拓などの取組の促進 県 国 市町村

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法）」に基づき、地域産業資源を指定し、中小企業・小規模企業や産地組合などの新商品開発、販路開拓などの取組を促進します。

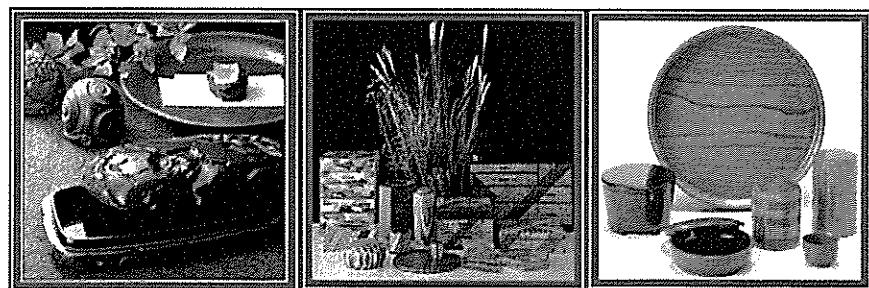


地域産業資源（真鶴の小松石）

② 伝統的工芸品産業の振興 県 国 市町村

伝統的工芸品の産地組合などが行う後継者育成や新商品開発、需要開拓などの取組を支援します。

神奈川県の伝統的工芸品



鎌倉彫

箱根寄木細工

小田原漆器

③ 農商工連携の取組の促進 県 国 市町村 団体

「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」に基づき、製造業者や商業者が農林漁業者と有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して実施する、新商品の開発、生産、需要開拓などの取組を、各地域の支援機関と協力しながら支援します。

○中柱2 まちの賑わいを創出する商業・商店街の振興

【KPI（業績評価指標）】

(単位：団体)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	目標	30	30	30	30	30	30	30
県内外から人を引きつけるために魅力を高める取組を行う商店街団体の数(年間)	実績							
	考え方	県内外から人を引きつけるために魅力を高める取組を行う商店街団体の数が、県内各地域で毎年度5～6件、合計30件となることを目指す。						

中小企業・小規模企業が多い商業・商店街の振興を通じて、地元だけではなく県内外から人を引きつけるため、商店街の魅力を高める取組や、地域と一体となったまちづくりの取組を促進します。

また、若手商業者などの人材を育成し、地域やまちの活性化を図ります。

【主な取組】

① 商店街の魅力アップ支援、商店街観光ツアーの実施 県 団体

県内外から人を引きつけるため、商店街の魅力を高める取組を支援するとともに、商店街をめぐる観光ツアーを展開します。



商店街観光ツアーの様子

② アドバイザー派遣などの実施 県

商店街などが抱える課題や意欲的な取組に対するアドバイザー派遣、指導・助言などを行います。

③ 若手商業者の連携促進 県

若手商業者による商店街組織の枠を超えた活動を対象にコーディネーターを派遣します。

○中柱3 観光産業の振興

【KPI（業績評価指標）】

(単位：億円)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
観光消費額 総額(年間)	目標	11,500	12,500	13,000	—	—	—	—
	実績							
	考え方	観光客数の増加に加え、宿泊観光客数の増加などにより観光客一人当たりの平均観光消費単価を高めることにより、観光消費額総額を2021年には1兆3,000億円とすることを目指す。						

※目標値は、2019（平成31）年3月改定の観光振興計画による。

観光産業は裾野が広く、県の経済を支える中小企業・小規模企業の活性化において重要な役割を担うことが期待されています。

そこで、観光資源の発掘・磨き上げ、戦略的プロモーションの推進、受入環境の整備などの取組により、観光消費額の一層の増加を図ることで、地域経済を活性化し、雇用創出につなげ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催後においても持続可能な観光の普及・浸透を図っていきます。

【主な取組】

① 観光資源の発掘・磨き上げ 県 市町村 団体 民間

新たな観光の核づくり（城ヶ島・三崎地域、大山地域、大磯地域）をはじめ、各地において地域主体で取り組む魅力づくりを支援していくことで、観光地の魅力を向上していきます。

また、宿泊客を呼び込むナイトタイムエコノミーや早朝型観光など、観光消費につながるコンテンツづくりを推進するとともに、観光客の多様なニーズに対応したツアーの企画・商品化を促進します。

② 戦略的プロモーションの推進 県 市町村 団体 民間

国内外から東京に集まる観光客や消費単価の高いMICE[※]の誘致など、ターゲットに対応した戦略的プロモーションに取り組みます。

また、ウェブサイト、SNSなど多様なデジタルツールを活用した観光情報の発信を進めるとともに、アンテナショップを拠点に新たな「かながわの名産100選」など地域の魅力的な產品の情報を県内外に発信します。



観光資源の例（野毛横丁）



タイ国際観光展の様子

※ MICEとは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字から成る造語で、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称です。

③ 受入環境の整備 県 市町村 団体 民間

県内における多言語化の促進やガイド人材の育成、キャッシュレスの促進など、観光客の利便性向上を図るとともに、平時から観光事業者等と連携し、災害発生時における観光客の安全・安心の確保に向けた取組を充実します。



多言語観光パンフレット

○中柱4 SDGs の取組の普及・啓発

【KPI（業績評価指標）】

(単位：%)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	
	目標	9	16	23	30	37	44	51	
SDGs に取り組んでいる企業の割合(年間)	実績								
	考え方	関東経済産業局が 2018(平成 30)年度に実施した調査によると、中小企業の SDGs 認知度は 15.8%であり、対応・アクションを検討またはすでに行っている割合は 2.0%であったことから、取り組む企業の割合を年7%ずつ増加させることを目指す。							

本県は平成30（2018）年6月に、国の「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」の両方に全国で唯一、都道府県として選定されました。

そこで、県、市町村、企業、大学、NPO、県民等のすべてのステークホルダー（関係者）と一体となって SDGs を推進するとともに、県内中小企業・小規模企業における SDGs の取組を後押しし、その裾野を広げることで、地域課題の解決やビジネス・チャンスの拡大につなげていきます。

【主な取組】

① SDGs の取組の情報発信 県 団体 民間

まだ SDGs に取り組んでいない中小企業と SDGs の理念を共有し、理解を深めるため、中小企業団体と連携したセミナーを開催するとともに、先行的な事例を交えた分かりやすいガイドブックを作成・配布します。

② かながわ SDGs パートナー制度 県 団体 民間

SDGs に関する先導的な取組を行っている企業を登録し、優良な事例を企業や県民に発信するとともに、登録企業と県が連携して SDGs の普及・啓発を行うことで、企業における SDGs の取組の裾野を広げていきます。

○中柱5 中小企業・小規模企業の自主的な社会貢献の促進

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
		目標	9	16	23	30	37	44
SDGs に取り組んでいる企業の割合(年間)<再掲>	実績							
	考え方	CSR(企業の社会的責任)等の社会貢献活動も SDGs の取組の一環であることから、SDGs に取り組む企業の割合を年7%ずつ増加させることを目指す。						

地域に根ざして事業活動を行う中小企業・小規模企業が、地域とともに発展していくことができるよう、地域における子育て支援や環境への配慮等の CSR(企業の社会的責任) 活動など、中小企業・小規模企業による自主的な社会貢献活動を促進します。

【主な取組】

① かながわ子育て応援パスポート事業 県 民間

地域の企業による子育て応援のための仕組みである「かながわ子育て応援パスポート事業」を行います。

② かながわ子ども・子育て支援大賞 県 民間

事業者や商店街などによる地域での子ども・子育て支援の取組・活動の表彰を行います。

③ 省エネルギー対策への支援 県

エネルギー管理士等を派遣し、アドバイスを行うなど、中小企業・小規模企業が取り組む省エネルギー対策への支援を行います。

④ 企業・NPO・大学パートナーシップ支援事業 県 団体 民間

地域課題などの解決のため、多様な主体による協働・連携を進める「企業・NPO・大学パートナーシップ支援事業」を実施します。

○中柱 6 地域経済牽引事業の促進<再掲>

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度							
		2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	
地域経済牽引事業 計画の承認件数 (累計)<再掲>	目標	18	27	27	27	基本計画の改定 時に設定		
	実績							
考え方		地域未来投資促進法に基づく神奈川県基本計画で、今後、成長が見込まれる産業分野として定める9分野において、毎年度1件ずつ事業計画の承認を目指す。なお、基本計画の計画期間は、2018年度から2022年度までの5年間であり、前半の3年間で事業計画の承認を予定している。						

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(地域未来投資促進法)」に基づき、地域の特性を生かして高い付加価値を創出する事業(地域経済牽引事業)に取り組む事業者を支援します。

【主な取組】

① 地域経済牽引事業の促進 県 市町村 民間

県と県内 33 市町村が共同で策定した神奈川県基本計画で示すライフサイエンスなどの成長分野において、地域経済牽引事業計画を作成し、神奈川県知事の承認を受けた事業者に対し、設備投資に対する減税措置などの支援を行います。

大柱 6 働き方改革の促進と人材の育成

【2025 年度までの施策目標】

働く場としての魅力を高め、2016（平成 28）年度の県内雇用者数 358 万人を維持する。

把握方法：神奈川県が公表する「県民経済計算」をもとに、県内雇用者数を確認する。

なお、県内雇用者数 358 万人は、本計画策定時の直近の公表数値である「平成 28 年度県民経済計算」（2018（平成 30）年 12 月）によるものである。

(1) 現状と課題

少子化・高齢化の進展により生産年齢人口は減少し、長期的には労働力人口の減少が見込まれています。また、緩やかな景気回復基調を背景とした雇用情勢の改善などにより、既に様々な分野で人手不足の状況にあります。一方、AI やロボットなどの産業への浸透が進むことで、産業人材に求められるスキルも大きく変容していく可能性があります。

こうした中、地域経済を持続的に発展させていくためには、働く場としての中 小企業・小規模企業の魅力を高めるとともに、働く意欲と能力があるすべての人 人が生き生きと働くことができる社会を実現していくことが重要です。

(2) 取組の基本方向（中柱）

○中柱 1 働き方改革の促進

【KPI（業績評価指標）】

（単位：社）

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
		目標	200	400	600	800	1,000	1,200
働き方改革セミナー・相談会の参加企業数（累計）	実績							
	考え方	働き方改革への対応が難しい中小企業における働き方改革の実行を支援するため、セミナー・相談会を実施し、2025 年度までに累計で参加企業数 1,400 社を目指す。						

働き方改革の概要や実施内容等を普及啓発するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、中小企業・小規模企業を対象にした相談会の開催や専門家派遣によるテレワークの導入促進、労働者等を対象とした労働相談や個別カウンセリング等を行うことにより、働き方改革を促進します。

【コラム】働き方改革関連法について

働き方改革を推進するため、働き方改革関連法が2018（平成30）年6月に成立し、2019（平成31）年4月より順次施行されます。働き方改革を実現するには、働く人と企業とがコミュニケーションを取りながら、働きやすい職場環境を整備していくことが求められています。

- (1) 時間外労働の上限規制の導入（2019（平成31）年4月1日施行、中小企業は2020年4月1日から適用）

時間外労働の上限は、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも、一定の限度内に設定する必要があります。

- (2) 年次有給休暇の確実な取得（2019（平成31）年4月1日施行）

事業主は、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

- (3) 正社員と非正規社員の間の不合理な待遇差の禁止（2020年4月1日施行、中小企業は2021年4月1日から適用）

正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

【主な取組】

① 働き方改革の普及・啓発 県 国 団体

企業規模が小さく、働き方改革の情報を収集して対応を検討することが難しい中小企業・小規模企業に対し、働き方改革実行計画の内容や制度改正の留意点、具体的な対応方法等を解説した冊子「働き方改革の手引き」を配布することなどにより、働き方改革の普及・啓発を図ります。



「働き方改革の手引き」表紙

② 働き方改革に関する相談会の実施 県 国 団体

国や関係機関等と連携して、中小企業・小規模企業からの具体的な相談に対して、社会保険労務士等による助言を行う相談会を実施します。

③ 「かながわサポートケア企業」の認証 県

従業員の仕事と介護の両立を積極的に支援する企業等を「かながわサポートケア企業」として認証することで、仕事と介護の両立に向けた職場環境の整備を促進します。

④ 専門家の派遣 県

ワーク・ライフ・バランスに係る制度導入などに意欲のある中小企業・小規模企業等を対象に、専門のアドバイザーを派遣し、テレワーク導入や社内制度の整備及び労務管理などについて助言・提案などを実施します。

⑤ 労働相談の実施 **県**

労働者や事業主の抱える、労働条件やメンタルヘルスなどに関する労働問題を解決するために、労働相談を実施します。

⑥ 仕事と家庭の両立に向けた個別カウンセリング等の実施 **県**

仕事と家庭の両立を希望する女性労働者を対象にした、個別カウンセリングやセミナーを実施します。

○中柱2 多様な人材の確保・育成（ダイバーシティ）

【KPI（業績評価指標）】

(単位：%)

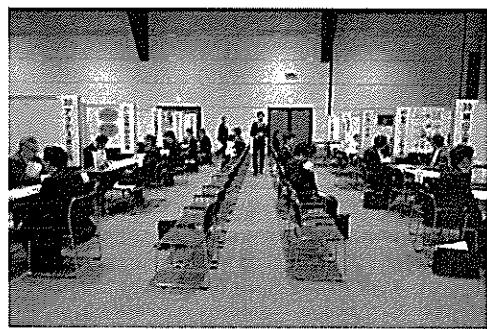
項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
		目標	42.5	45.0	47.5	50.0	52.5	55.0
人材の確保に関する充足感(年間)	実績							
	考え方	県の調査結果を踏まえ、人材の確保に関する充足感を持っている中小企業・小規模企業の割合を、2025年度に57.5%とすることを目指す。						

働く意欲のあるすべての人がその能力を發揮し、生き生きと働くことができるよう支援を行い、若年者、中高年齢者、女性、障がい者、外国人材など、多様な人材の確保・育成を促進します。

【主な取組】

① 若年者の就業支援 **県**

「かながわ若者就職支援センター」において39歳以下の若年者を対象としたキャリアカウンセリングや就職活動支援セミナー等を実施するとともに、正規雇用を目指す若年者等と中小企業等のマッチングを支援するための面接会を実施します。



就職面接会

② 中高年齢者の就業支援 県

「シニア・ジョブスタイル・かながわ」において40歳以上の中高年齢者を対象としたキャリアカウンセリングや専門相談、セミナーなどを実施します。



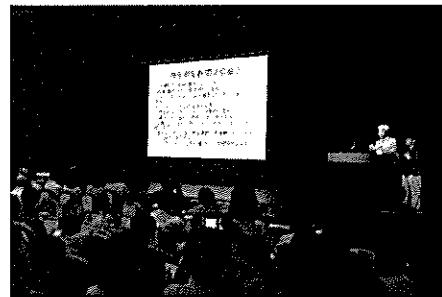
シニア・ジョブスタイル・かながわにおけるキャリアカウンセリング

③ 女性の就業支援 県 国

マザーズハローワーク横浜において、育児期の女性などを対象としたキャリアカウンセリングや労働相談により女性の就業などを支援します。

④ 障がい者の雇用促進 県

中小企業における障がい者雇用を促進するため、障害者雇用促進センターにおいて、企業への個別訪問や出前講座などの支援を行うとともに、障がい者の雇用事例紹介などを行うフォーラムの開催などの普及啓発を実施します。



障がい者雇用促進に向けたフォーラム

⑤ 外国人材の就業支援 県

外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした「出入国管理及び難民認定法」等の改正による今後の動向も注視しながら、神奈川県立産業技術短期大学校への外国人材の受け入れや、国家戦略特別区域における「家事支援外国人受入事業」などを推進します。

○中柱3 専門人材の確保・育成

【KPI（業績評価指標）】

(単位：件)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
		目標	190	240	290	340	390	440
神奈川県プロ人材活用センターによるマッチング成約件数(累計)	実績							
	考え方	新事業の展開や新たな販路の開拓など積極的な「攻めの経営」への転換を促すため、神奈川県プロ人材活用センターを活用し、マッチング成約件数を2025年度に490件とすることを目指す。						

新事業の展開や新たな販路の開拓など、積極的な「攻めの経営」への転換を促すとともに、企業に必要な専門的知識・ノウハウを持った人材の確保・育成を促進します。

【主な取組】

- ① 神奈川県プロ人材活用センター※の活用による支援 県 国 民間
神奈川県プロ人材活用センターを活用し、地域の中小企業・小規模企業の経営者に対して、地域金融機関などと連携しながら、新事業展開など積極的な「攻めの経営」への転換を促します。

※ 神奈川県プロ人材活用センターは、民間人材ビジネス事業者を活用して、新事業展開などに必要な能力を持ったプロ人材の採用をサポートするもので、県が国からの委託を受けて実施しています。

- ② 民間の専門人材紹介事業等との連携 県 民間
金融庁による「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」が2018(平成30)年3月に改定されたことに伴い、金融機関が新たに開始する人材紹介事業等と神奈川県プロ人材活用センターが連携しながら、中小企業・小規模企業のニーズに応じた適切な人材を派遣する体制を整えます。
- ③ 中小企業・小規模企業のニーズに応じた在職者訓練の実施 県
総合職業技術校などにおいて、コーディネーターが中小企業・小規模企業に直接出向いて、技術・技能継承の支援策の企画、調整を行うなどニーズに応じた在職者訓練を実施します。

○中柱4 職業能力開発の促進

【KPI（業績評価指標）】

(単位：%)

項目	年度	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025
	目標	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
総合職業技術校における修了者の3か月後の就職率(年間)	実績							
	考え方	訓練修了までに確実にスキルを身につけることで、短期間で希望する就職に結びつけるため、修了後3か月時点での就職率を毎年度95%以上とすることを目指す。						

総合職業技術校における職業訓練や、民間教育訓練機関への委託訓練による産業人材の育成、技能に親しむ機会の提供などを通じて技術・技能者の能力向上を支援します。 (一)

【主な取組】

① 総合職業技術校などにおける訓練の実施等



総合職業技術校などにおいて、就職に必要な知識・技術・技能の習得を図るために訓練を実施するとともに、求職者の早期就職に向け、訓練期間中はもとより、訓練修了後においても就職支援に取り組みます。



総合職業技術校の訓練の様子

② 生産性向上等に資する分野の職業訓練の実施

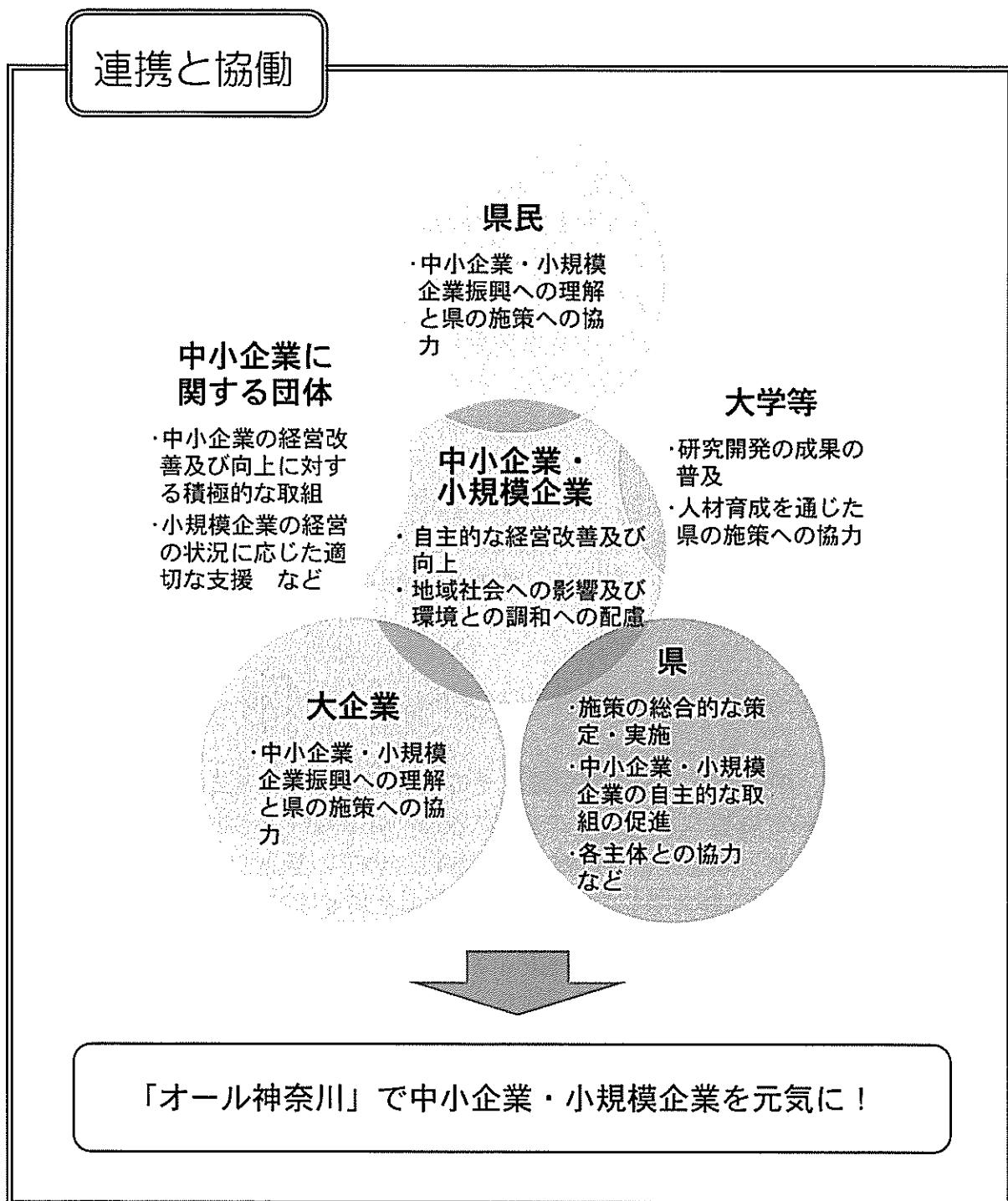


今後の技術革新や産業構造の変化を見据え、情報通信技術(ICT)分野に加え、AIやIoTなど、イノベーションや生産性の向上につながる分野について、専門的スキルや職業能力開発手法等を調査検討し、職業訓練に反映させていきます。 (二)

IV 計画の推進体制・進行管理

1 計画の推進体制

県や中小企業・小規模企業に加え、中小企業に関する団体、大企業、大学等、県民が、相互に連携・協働して計画を着実に推進し、「オール神奈川」で中小企業・小規模企業の「元気」を実現していきます。



2 計画の進行管理

計画に掲げた目標や取組については、県の関係部局や取組の実施に関する中小企業支援機関などが連携・協働して推進していきます。

また、毎年度終了後は条例の規定に基づき、計画に掲げた目標の達成状況や事業の進捗状況について検証を行います。検証は県自ら実施するほか、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会（以下「審議会」という。）を通じて中小企業・小規模企業者の方々からも評価をいただきます。

検証の結果は公表し、翌年度以降行う取組の改善に反映させるとともに、次期計画の策定にも生かしていきます。

(1) 検証の手順

ア 県関係部局による評価

県関係部局では、毎年度終了後、実績を把握し、計画と比較することにより自己評価を行います。

目標の達成状況の評価は、各目標数値の設定の考え方などが異なることに十分留意し、目標に対する実績を数値上で比較するだけでなく、社会経済情勢の変化や国などの施策の動向、中小企業・小規模企業のニーズなど、計画の推進に関連する様々な要素を踏まえて総合的に行います。

イ 審議会による評価

条例の規定に基づき、県民、中小企業・小規模企業者、中小企業に関する団体、有識者などで構成された審議会を設置します。毎年度、県関係部局による評価結果を審議会へ提出し、審議会において審議された後、評価をいただきます。

(2) 公表

(1)による評価終了後に評価結果などをとりまとめ、ホームページに公表します。

(3) 県民、中小企業・小規模企業、その他の関係者の方々との意見交換

条例の規定に基づき、計画の実施状況や中小企業・小規模企業の経営環境、及び中小企業・小規模企業振興施策全般について、意見交換を行います。

また、神奈川県経営者協会、神奈川県中小企業家同友会などの中小企業団体、商工会・商工会議所などの中小企業支援機関、市町村とも定期的に意見交換を行います。

(4) 調査・研究

条例の規定に基づき、中小企業・小規模企業の経営環境や産業構造の動向、中小企業・小規模企業支援に関するニーズを把握するための調査及び研究事業を実施し、短期的、中長期的な中小企業・小規模企業振興のあり方を検討します。

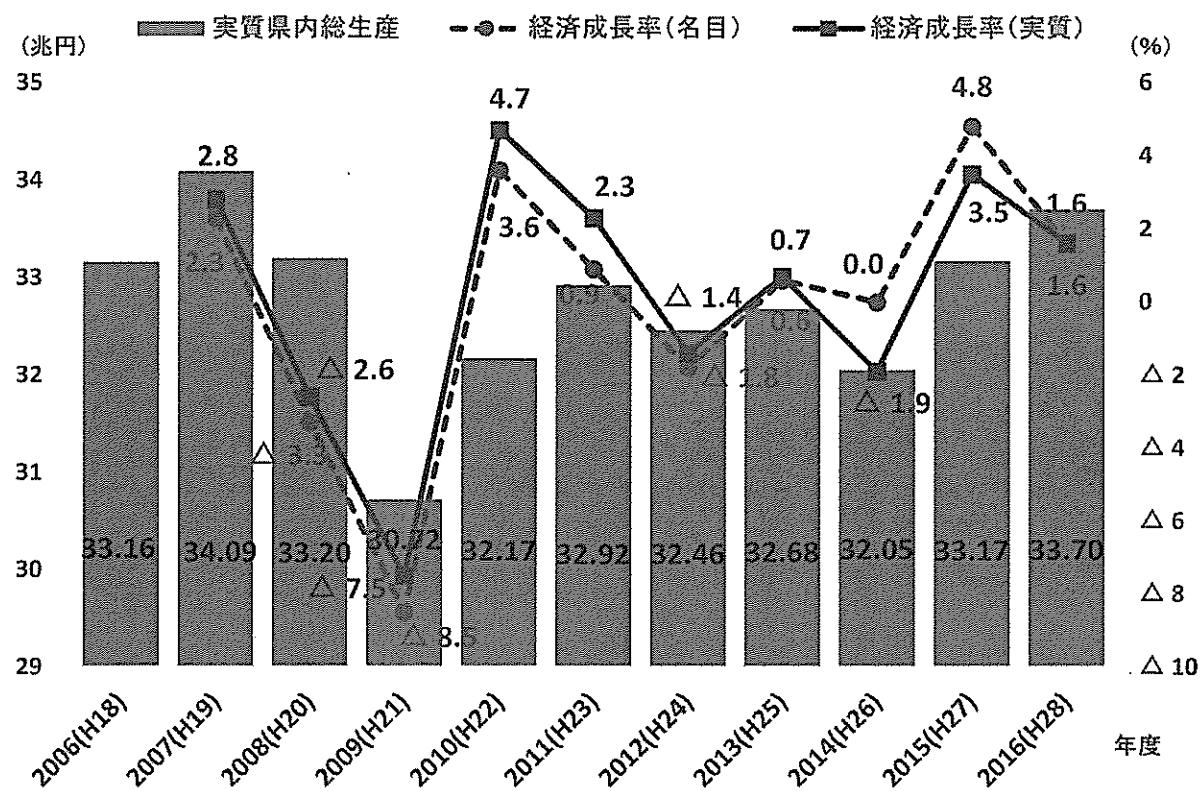
(5) 事業の改善・実施

評価結果や中小企業・小規模企業の方々などからの意見、調査結果などを反映させながら事業を改善し、実施していきます。

V 参考資料

1 統計資料

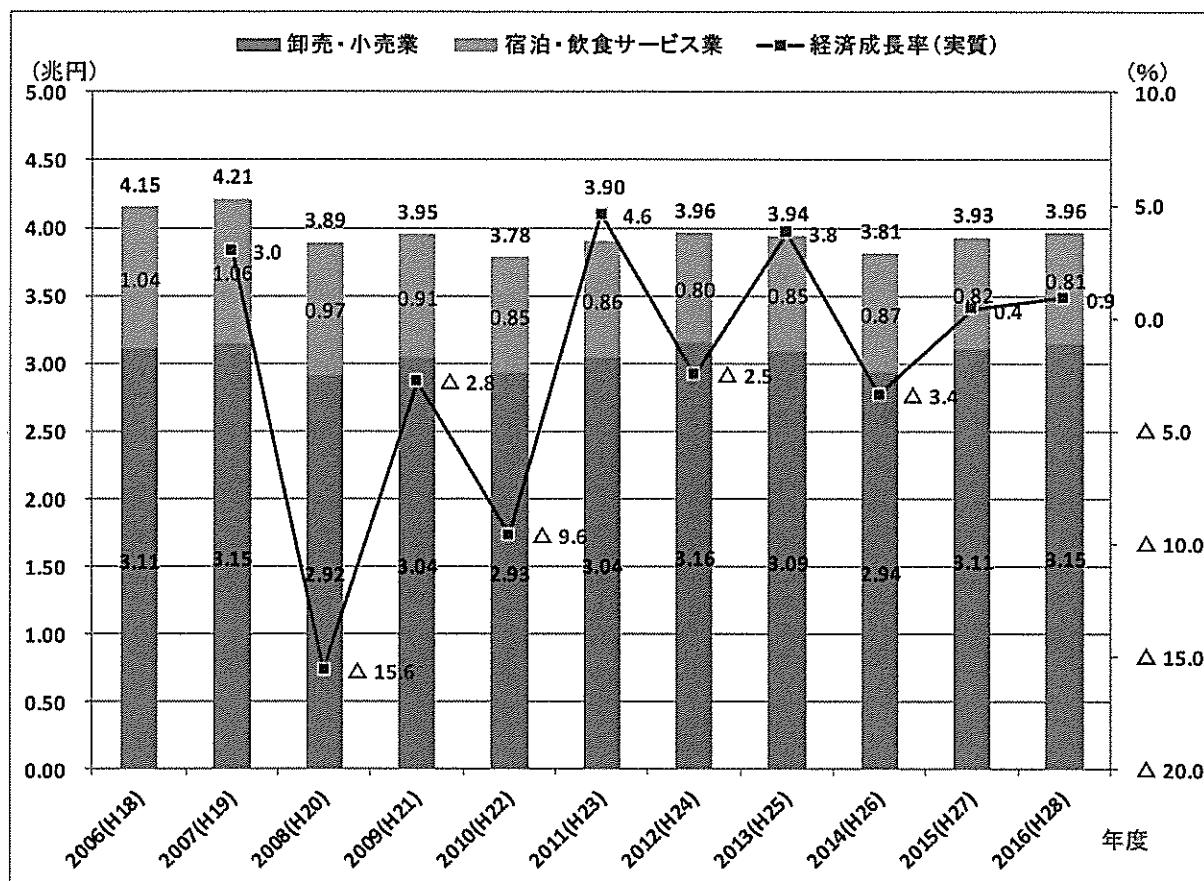
(1) 実質県内総生産及び経済成長率の推移



出典：神奈川県「平成 28 年度県民経済計算」（2018（平成 30）年 12 月）より作成

※ 県民経済計算は過去の数値も毎年度遡って改訂しているため、上記数値は将来公表される県民経済計算の数値と一致しません。

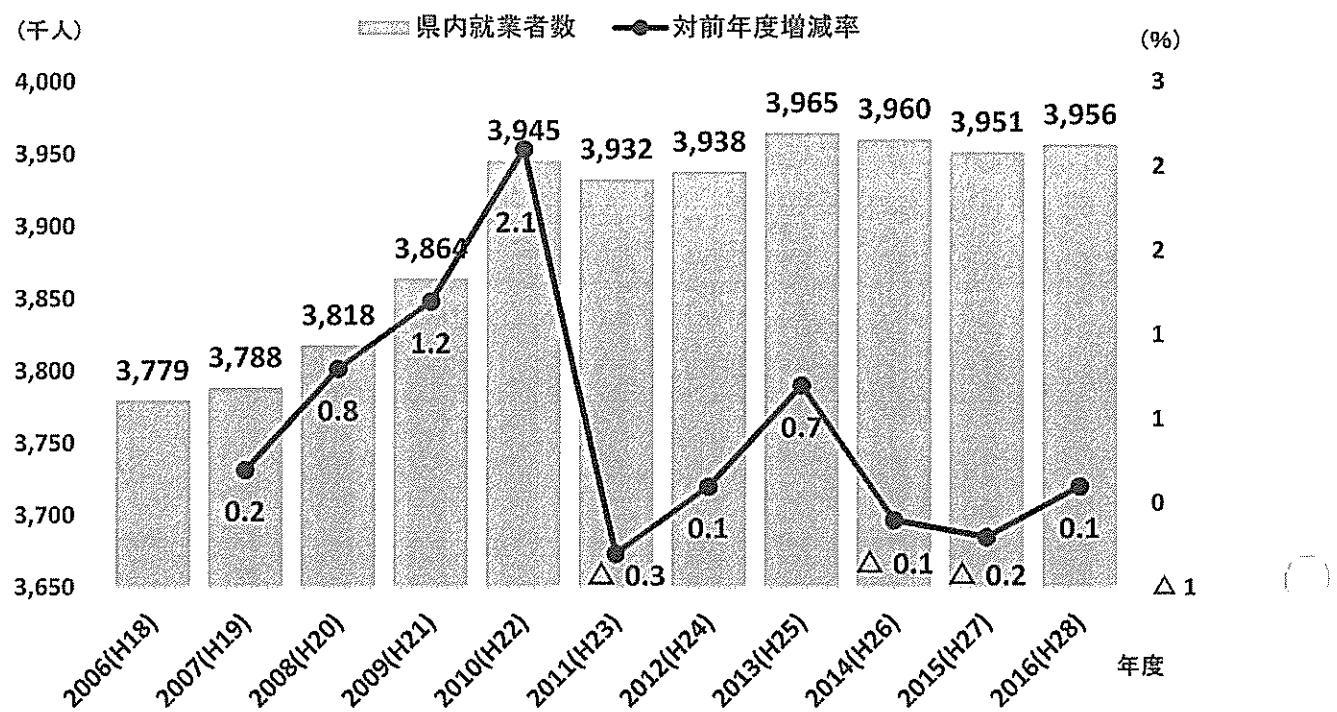
(2) 実質県内総生産（卸売・小売業及び宿泊・飲食サービス業）の推移



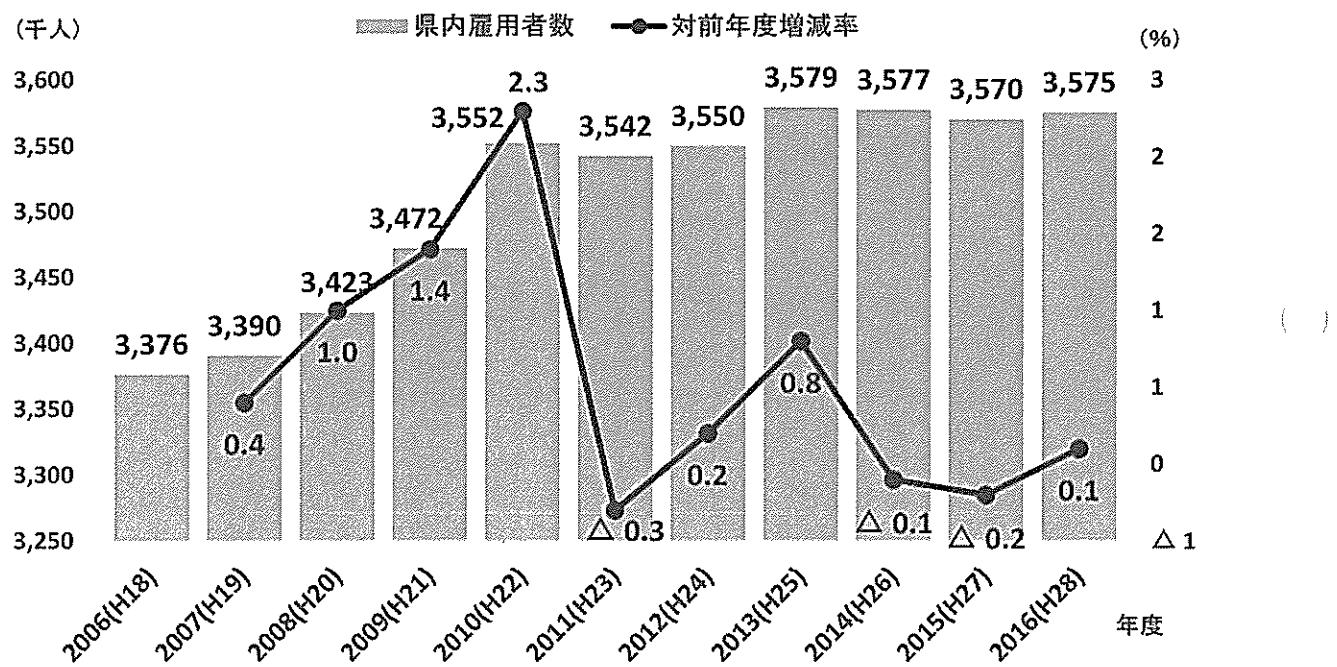
出典：神奈川県「平成 28 年度県民経済計算」（2018（平成 30）年 12 月）より作成

※ 県民経済計算は過去の数値も毎年度遡って改訂しているため、上記数値は将来公表される県民経済計算の数値と一致しません。

(3) 県内就業者数の推移



(4) 県内雇用者数の推移



出典：神奈川県「平成 28 年度県民経済計算」（2018（平成 30）年 12 月）より作成

※ 県民経済計算は過去の数値も毎年度遡って改訂しているため、上記数値は将来公表される県民経済計算の数値と一致しません。

(5) 都道府県別開廃業率 (2015~2017 (平成 27~29) 年度)

区分	開業率						廃業率					
	2015 (H27) 年度		2016 (H28) 年度		2017 (H29) 年度		2015 (H27) 年度		2016 (H28) 年度		2017 (H29) 年度	
	率	順位										
全国計	5.2%		5.6%		5.6%		3.8%		3.5%		3.5%	
北海道	4.2%	33	4.4%	31	4.4%	34	4.3%	44	3.8%	41	3.8%	39
青森県	3.6%	42	3.4%	43	3.3%	42	3.7%	29	3.5%	28	3.4%	30
岩手県	3.4%	44	3.2%	44	3.1%	45	3.4%	11	3.5%	29	3.4%	32
宮城県	5.3%	11	5.6%	12	5.2%	17	3.3%	7	3.7%	39	3.1%	8
秋田県	2.8%	47	2.7%	47	2.8%	47	3.5%	14	3.2%	18	3.4%	29
山形県	3.4%	43	3.4%	42	3.4%	40	3.2%	4	3.1%	11	3.2%	20
福島県	5.3%	10	5.3%	17	4.8%	20	3.1%	2	4.1%	44	3.1%	14
茨城県	5.3%	12	6.1%	9	6.0%	9	3.3%	10	3.2%	13	4.1%	45
栃木県	4.4%	27	5.2%	18	5.4%	16	3.3%	9	3.0%	4	3.6%	37
群馬県	5.1%	15	5.4%	16	5.7%	12	3.8%	32	3.2%	15	2.9%	2
埼玉県	6.8%	2	7.5%	2	7.4%	2	3.5%	15	3.3%	19	3.0%	4
千葉県	6.5%	3	7.2%	3	7.2%	3	4.3%	43	3.2%	17	3.2%	15
東京都	5.6%	8	6.0%	10	5.9%	10	3.7%	30	3.6%	33	3.5%	35
神奈川県	6.3%	4	7.0%	4	7.1%	4	4.1%	38	3.7%	36	3.2%	16
新潟県	3.1%	46	3.1%	46	3.0%	46	3.4%	12	3.4%	25	3.4%	25
富山県	3.7%	41	3.5%	40	3.3%	41	3.5%	18	3.1%	8	4.3%	47
石川県	4.3%	31	4.1%	34	4.1%	35	3.5%	16	3.1%	9	3.5%	34
福井県	3.7%	40	3.4%	41	3.3%	43	3.3%	8	3.1%	7	3.2%	19
山梨県	4.7%	20	4.7%	25	4.9%	19	3.5%	13	2.9%	2	3.4%	24
長野県	4.0%	39	3.6%	39	3.7%	37	4.0%	37	3.4%	24	3.2%	18
岐阜県	4.6%	22	5.0%	20	4.4%	31	3.7%	28	3.3%	22	4.0%	43
静岡県	4.6%	24	5.1%	19	4.8%	22	3.9%	34	3.5%	30	3.3%	22
愛知県	6.1%	6	6.4%	8	6.2%	8	4.0%	35	4.3%	46	3.9%	42
三重県	5.3%	9	4.8%	23	4.7%	24	3.6%	22	3.3%	23	3.4%	27
滋賀県	4.3%	29	4.8%	23	4.7%	24	4.9%	47	3.6%	34	3.4%	27
京都府	4.7%	19	5.7%	11	5.7%	11	4.6%	46	4.2%	45	3.9%	41
大阪府	5.9%	7	6.7%	6	6.4%	7	3.6%	26	3.7%	35	4.2%	46
兵庫県	5.2%	14	6.4%	7	6.4%	6	4.2%	40	3.6%	32	3.2%	21
奈良県	4.7%	18	5.5%	15	5.6%	13	4.3%	42	3.8%	43	3.0%	3
和歌山县	4.5%	25	4.7%	26	4.5%	28	3.1%	3	3.3%	20	2.7%	1
鳥取県	4.2%	34	4.4%	30	4.0%	36	3.5%	19	3.7%	37	3.4%	31
島根県	3.3%	45	3.2%	45	3.1%	44	4.2%	41	3.7%	40	3.1%	9
岡山県	4.8%	17	5.5%	14	5.4%	15	3.7%	27	3.3%	21	3.0%	6
広島県	4.4%	28	4.5%	29	4.4%	32	3.6%	21	3.0%	3	3.0%	7
山口県	4.1%	38	4.9%	22	4.8%	21	3.6%	25	3.1%	12	3.1%	13
徳島県	4.2%	35	3.7%	37	3.7%	38	2.9%	1	3.5%	27	3.2%	17
香川県	4.3%	32	4.1%	35	4.4%	30	3.2%	6	3.2%	16	3.1%	11
愛媛県	4.5%	26	4.6%	28	4.6%	27	3.8%	33	2.5%	1	3.0%	5
高知県	4.1%	37	3.6%	38	3.7%	39	3.6%	23	3.0%	6	3.4%	26
福岡県	6.1%	5	6.7%	5	6.9%	5	4.4%	45	3.4%	26	3.8%	40
佐賀県	4.7%	21	4.1%	36	4.9%	18	3.6%	20	4.4%	47	3.3%	23
長崎県	4.1%	36	4.6%	27	4.7%	26	3.6%	24	3.7%	38	3.4%	33
熊本県	5.3%	13	5.6%	13	5.5%	14	3.2%	5	3.1%	10	3.1%	12
大分県	4.6%	23	4.9%	21	4.8%	23	4.0%	36	3.6%	31	3.7%	38
宮崎県	4.8%	16	4.3%	32	4.4%	33	4.1%	39	3.0%	5	3.1%	10
鹿児島県	4.3%	30	4.3%	33	4.4%	29	3.5%	17	3.2%	14	3.6%	36
沖縄県	7.0%	1	8.1%	1	9.3%	1	3.7%	31	3.8%	42	4.0%	44

出典：厚生労働省「雇用保険事業年報」より作成

(6) 都道府県別企業数（2016（平成28）年度）

区分	2016（平成28）年度								
	大企業		中小企業			合計			
	数	割合	数	割合	うち小規模企業	数	順位	割合	
全国計	11,157	100%	3,578,126	100%	3,048,390	100%	3,589,283	100%	
北海道	283	2.5%	141,386	4.0%	120,299	3.9%	141,669	7	3.9%
青森県	43	0.4%	39,824	1.1%	34,417	1.1%	39,867	29	1.1%
岩手県	71	0.6%	37,235	1.0%	32,022	1.1%	37,306	32	1.0%
宮城县	144	1.3%	59,314	1.7%	50,049	1.6%	59,458	20	1.7%
秋田県	30	0.3%	33,096	0.9%	28,833	0.9%	33,126	38	0.9%
山形県	64	0.6%	38,726	1.1%	33,879	1.1%	38,790	30	1.1%
福島県	69	0.6%	58,639	1.6%	50,943	1.7%	58,708	19	1.6%
茨城県	99	0.9%	79,443	2.2%	69,352	2.3%	79,542	12	2.2%
栃木県	99	0.9%	60,058	1.7%	52,610	1.7%	60,157	18	1.7%
群馬県	100	0.9%	64,907	1.8%	56,623	1.9%	65,007	17	1.8%
埼玉県	272	2.4%	161,341	4.5%	139,968	4.6%	161,613	5	4.5%
千葉県	229	2.1%	120,789	3.4%	103,338	3.4%	121,018	10	3.4%
東京都	4,580	41.1%	413,408	11.6%	336,759	11.0%	417,988	1	11.6%
神奈川県	587	5.3%	187,428	5.2%	158,796	5.2%	188,015	4	5.2%
新潟県	143	1.3%	76,136	2.1%	66,191	2.2%	76,279	14	2.1%
富山県	93	0.8%	34,613	1.0%	29,571	1.0%	34,706	37	1.0%
石川県	89	0.8%	40,430	1.1%	35,032	1.1%	40,519	28	1.1%
福井県	45	0.4%	29,210	0.8%	25,413	0.8%	29,255	42	0.8%
山梨県	38	0.3%	30,677	0.9%	27,179	0.9%	30,715	39	0.9%
長野県	136	1.2%	73,189	2.0%	64,708	2.1%	73,325	15	2.0%
岐阜県	89	0.8%	70,731	2.0%	61,315	2.0%	70,820	16	2.0%
静岡県	217	1.9%	119,807	3.3%	103,900	3.4%	120,024	9	3.3%
愛知県	638	5.7%	208,310	5.8%	172,235	5.7%	208,948	3	5.8%
三重県	84	0.8%	51,486	1.4%	44,188	1.4%	51,570	22	1.4%
滋賀県	59	0.5%	34,608	1.0%	29,578	1.0%	34,667	36	1.0%
京都府	191	1.7%	79,023	2.2%	68,022	2.2%	79,214	13	2.2%
大阪府	1,062	9.5%	270,874	7.6%	227,963	7.5%	271,936	2	7.6%
兵庫県	306	2.7%	144,748	4.0%	122,808	4.0%	145,054	6	4.0%
奈良県	31	0.3%	31,526	0.9%	27,128	0.9%	31,557	40	0.9%
和歌山县	27	0.2%	34,367	1.0%	30,242	1.0%	34,394	33	1.0%
鳥取県	29	0.3%	16,059	0.4%	13,690	0.4%	16,088	47	0.4%
島根県	24	0.2%	22,167	0.6%	19,260	0.6%	22,191	46	0.6%
岡山県	104	0.9%	52,368	1.5%	44,595	1.5%	52,472	21	1.5%
広島県	164	1.5%	82,962	2.3%	70,693	2.3%	83,126	11	2.3%
山口県	54	0.5%	38,933	1.1%	33,187	1.1%	38,987	31	1.1%
徳島県	24	0.2%	25,345	0.7%	22,333	0.7%	25,369	43	0.7%
香川県	52	0.5%	30,833	0.9%	26,628	0.9%	30,885	41	0.9%
愛媛県	77	0.7%	43,500	1.2%	37,666	1.2%	43,577	26	1.2%
高知県	28	0.3%	24,997	0.7%	22,054	0.7%	25,025	44	0.7%
福岡県	337	3.0%	135,052	3.8%	112,884	3.7%	135,389	8	3.8%
佐賀県	36	0.3%	24,423	0.7%	20,817	0.7%	24,459	45	0.7%
長崎県	53	0.5%	41,793	1.2%	36,201	1.2%	41,846	27	1.2%
熊本県	62	0.6%	47,815	1.3%	40,955	1.3%	47,877	24	1.3%
大分県	41	0.4%	34,711	1.0%	29,853	1.0%	34,752	35	1.0%
宮崎県	36	0.3%	34,819	1.0%	30,141	1.0%	34,855	34	1.0%
鹿児島県	55	0.5%	49,915	1.4%	43,624	1.4%	49,970	23	1.4%
沖縄県	63	0.6%	47,105	1.3%	40,448	1.3%	47,168	25	1.3%

出典：中小企業庁ホームページ「中小企業の企業数・事業所数」より作成

(7) 県内市町村別企業数（2016（平成28）年度）

区分	2016（平成28）年度											
	大企業			中小企業				合計				
	数	順位	割合	数	順位	割合	数	順位	割合	数	順位	割合
神奈川県計	587		100%	187,428		100%	158,796		100%	188,015		100%
横浜市	328	1	55.9%	72,161	1	38.5%	59,844	1	37.7%	72,489	1	38.6%
川崎市	106	2	18.1%	26,094	2	13.9%	21,989	2	13.8%	26,200	2	13.9%
相模原市	20	3	3.4%	15,172	3	8.1%	13,071	3	8.2%	15,192	3	8.1%
横須賀市	13	7	2.2%	8,893	4	4.7%	7,730	4	4.9%	8,906	4	4.7%
平塚市	20	3	3.4%	6,390	6	3.4%	5,517	6	3.5%	6,410	6	3.4%
鎌倉市	6	12	1.0%	4,940	10	2.6%	4,277	10	2.7%	4,946	10	2.6%
藤沢市	17	6	2.9%	8,224	5	4.4%	6,922	5	4.4%	8,241	5	4.4%
小田原市	12	8	2.0%	5,129	8	2.7%	4,314	9	2.7%	5,141	8	2.7%
茅ヶ崎市	7	11	1.2%	4,634	11	2.5%	4,033	11	2.5%	4,641	11	2.5%
逗子市	3	15	0.5%	1,338	18	0.7%	1,171	18	0.7%	1,341	18	0.7%
三浦市	0	20	0.0%	1,361	17	0.7%	1,197	17	0.8%	1,361	17	0.7%
秦野市	2	17	0.3%	3,166	12	1.7%	2,762	12	1.7%	3,168	12	1.7%
厚木市	20	3	3.4%	5,797	7	3.1%	4,865	7	3.1%	5,817	7	3.1%
大和市	8	10	1.4%	5,061	9	2.7%	4,326	8	2.7%	5,069	9	2.7%
伊勢原市	9	9	1.5%	2,487	14	1.3%	2,149	14	1.4%	2,496	14	1.3%
海老名市	6	12	1.0%	2,548	13	1.4%	2,197	13	1.4%	2,554	13	1.4%
座間市	4	14	0.7%	2,227	15	1.2%	1,953	15	1.2%	2,231	15	1.2%
南足柄市	0	20	0.0%	1,035	21	0.6%	939	21	0.6%	1,035	21	0.6%
綾瀬市	2	17	0.3%	2,117	16	1.1%	1,829	16	1.2%	2,119	16	1.1%
葉山町	0	20	0.0%	701	25	0.4%	620	26	0.4%	701	25	0.4%
寒川町	3	15	0.5%	1,268	19	0.7%	1,110	19	0.7%	1,271	19	0.7%
大磯町	1	19	0.2%	845	23	0.5%	771	23	0.5%	846	23	0.4%
二宮町	0	20	0.0%	690	26	0.4%	626	25	0.4%	690	26	0.4%
中井町	0	20	0.0%	308	31	0.2%	267	31	0.2%	308	31	0.2%
大井町	0	20	0.0%	481	27	0.3%	434	27	0.3%	481	27	0.3%
松田町	0	20	0.0%	420	29	0.2%	388	29	0.2%	420	29	0.2%
山北町	0	20	0.0%	339	30	0.2%	306	30	0.2%	339	30	0.2%
開成町	0	20	0.0%	460	28	0.2%	409	28	0.3%	460	28	0.2%
箱根町	0	20	0.0%	758	24	0.4%	644	24	0.4%	758	24	0.4%
真鶴町	0	20	0.0%	238	32	0.1%	225	32	0.1%	238	32	0.1%
湯河原町	0	20	0.0%	954	22	0.5%	865	22	0.5%	954	22	0.5%
愛川町	0	20	0.0%	1,098	20	0.6%	958	20	0.6%	1,098	20	0.6%
清川村	0	20	0.0%	94	33	0.1%	88	33	0.1%	94	33	0.0%

出典：中小企業庁ホームページ「中小企業の企業数・事業所数」より作成

2 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進条例

(目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、並びに県、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、中小企業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、小規模企業の事業の持続的な発展をはじめとする中小企業の活性化を推進し、もって県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業者」とは、次に掲げる事業者その他当該事業者におおむね準ずる者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (4) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この条例において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 3 この条例において「大企業者」とは、中小企業者以外の事業者であって、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- 4 この条例において「大学等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関その他の研究機関をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業は、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、地域の活性化及び雇用の確保に貢献し、県経済を支える重要な存在であり、特に、小規模企業は、地域社会の一員であるとともに、地域の特色を生かした事業活動を行い、地域に根ざした産業を創出するなどして地域住民の生活の向上並びに地域における経済の安定及び発展に寄与する重要な意義を有する存在であることに鑑み、中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。
- (2) 中小企業者の経済的・社会的環境の変化への適応の円滑化が図られること。
- (3) 中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組が促進されること。
- (4) 県、国、市町村、中小企業者、中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体（以下「中小企業に関する団体」という。）、大企業者、大学等及び県民が相互に連携し、及び協働して推進されること。
- (5) 高度の産業集積及び技術力、豊富な人的資源その他の本県の特色を生かした活力と魅力あ

る産業の実現を図ることを旨として推進されること。

(6) 小規模企業の活力が最大限に發揮され、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業者に対する配慮をする等中小企業者の経営規模を勘案して推進されること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める中小企業の振興についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業者の地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献並びに仕事と生活の調和に向けた自主的な取組を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 県は、中小企業の振興に関する施策について、国、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民と協力して、効果的に実施するよう努めるものとする。

(中小企業者の責務)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、地域社会への影響及び環境との調和に配慮しつつ、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

(中小企業に関する団体の責務)

第6条 中小企業に関する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の改善及び向上に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 商工会及び商工会議所は、県、市町村、他の中小企業に関する団体、大企業者等と連携し、小規模企業が販売する商品又は提供する役務の新たな需要の開拓、小規模企業者の事業の承継の円滑化等小規模企業の経営の改善及び向上における課題を踏まえ、その経営の状況に応じた適切な支援を行うよう努めるものとする。

3 神奈川県中小企業団体中央会は、組合等（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第74条第1項第1号に規定する組合等をいう。）が小規模企業の経営の改善及び向上のための事業を行う場合には、当該組合等の組合員等の経営の状況に応じた指導等の支援を行うよう努めるものとする。

(大企業者の責務)

第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、中小企業者のみならず大企業者にも影響を及ぼすものであることについての理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の責務)

第8条 大学等は、基本理念にのっとり、研究開発の成果の普及及び人材の育成を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第9条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が県経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することについての関心と理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市町村に対する支援)

第10条 県は、市町村が当該地域の特性に応じて行う中小企業の振興に関する施策に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策)

第11条 県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。

(I) 相談その他の総合的な支援を受けることができる体制の整備、受注及び発注機会の確保、

地域社会の発展及び環境との調和に向けた自主的な貢献の促進、円滑な事業の承継の促進、融資による金融面での支援等を通じて、中小企業の経営の安定及び経営基盤の強化を促進すること。

- (2) 創業のための総合的な支援を受けることができる体制の整備、起業に関する意識の啓発等により創業を促進するとともに、新商品の開発、新たな事業分野への進出、情報化への対応の支援等を通じて、中小企業者の経営の革新に対する取組の強化を促進すること。
- (3) 産業の集積及び外国との経済交流の促進を図るとともに、大企業の人材及び技術並びに大学等の知的財産等を中小企業者が活用するための環境整備を通じて、中小企業者、大企業者及び大学等の連携の強化を促進すること。
- (4) 市町村、中小企業に関する団体等と協力し、商業、観光等の地域に根ざした産業の振興を通じて、地域の活性化を促進すること。
- (5) 職業能力の開発、就業環境の整備、技術及び技能の円滑な継承、就業に関する意識の啓発等により、中小企業の人材の確保、定着及び育成を図ること。
- (6) 商工会及び商工会議所並びに神奈川県中小企業団体中央会に対する小規模企業を支援するための人材の育成に資する支援等を通じて、これらの団体による小規模企業に対する支援に関する取組の強化を促進すること。
- (7) その他中小企業の振興のために必要な施策を推進すること。

2 県は、前項に定める施策の実施に当たっては、総合特別区域（総合特別区域法（平成23年法律第81号）第2条第1項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との連携を図るものとする。

（中小企業・小規模企業活性化推進計画）

第12条 知事は、前条第1項に定める中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する基本的な計画（以下「中小企業・小規模企業活性化推進計画」という。）を定めなければならない。

2 中小企業・小規模企業活性化推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中小企業の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めるに当たっては、県民、中小企業者その他の関係者の意見を聴くために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めるに当たっては、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会の意見を聽かなければならない。

5 知事は、中小企業・小規模企業活性化推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、中小企業・小規模企業活性化推進計画の変更について準用する。

第13条 知事は、中小企業の振興に関する施策の実施状況を検証するとともに、その検証の結果を中小企業の振興に関する施策に適切に反映させるよう努めるものとする。

（調査研究）

第14条 県は、中小企業の振興に関する施策の効果的な実施を図るために必要な調査研究を行うものとする。

（実施状況の公表）

第15条 知事は、毎年度、中小企業の振興に関する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第 16 条 県は、中小企業の振興に関する施策に、中小企業者、中小企業に関する団体等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間)

第 17 条 県は、市町村、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民との連携による中小企業の振興を図るため、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間を設ける。

2 神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間は、2月とする。

3 県は、神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進月間に、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

(財政上の措置)

第 18 条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和 28 年神奈川県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。別表知事の項神奈川県薬事審議会の項の次に次のように加える。

神奈川県中小企業活性化推進審議会	中小企業の振興に関する重要事項につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	20 人以内
------------------	--	--------

(検討)

3 知事は、この条例の施行の日から起算して 5 年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和 28 年神奈川県条例第 5 号)の一部を次のように改正する。別表知事の項神奈川県中小企業活性化推進審議会の項中「神奈川県中小企業活性化推進審議会」を「神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進審議会」に改める。

()

()

神奈川県中小企業・小規模企業活性化推進計画<第4期>

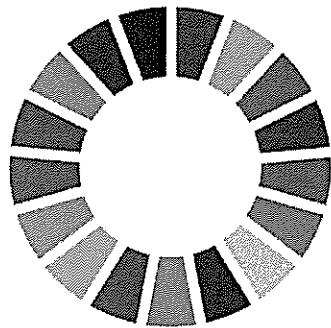
平成31(2019)年3月発行

編集・発行 神奈川県産業労働局中小企業部中小企業支援課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話(045)210-5556 フax(045)210-8872

表紙デザイン協力 学校法人岩崎学園 横浜デジタルアーツ専門学校



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県



神奈川県

産業労働局中小企業部中小企業支援課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話 (045) 210-5556 (直通)